

議事日程

令和6年第2回浜中町議会定例会
令和6年6月13日10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般報告
日程第5		行政報告
日程第6	発議案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
日程第7	報告第 2号	専決処分の報告について
日程第8	報告第 3号	専決処分の報告について
日程第9	報告第 4号	令和5年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10		一般質問
日程第11	議案第36号	浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第37号	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和6年第2回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番田甫哲朗議員及び7番渡部貴士議員を指名いたします。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本案については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会委員長報告。

令和6年第2回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は6月6日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会へ上程された議案等であります。その件数及び内容については、報告書に記載のとおりであります。また、議事の日程についても各議席に配付しております。

次に、一般質問ですが、議長に対し、議員3人から4件の通告がありました。

発言の順序については通告順とするものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

報告議案に関しましては、順次、所定の方法により、審議を進めてまいります。

以上、協議結果の主な事項について申し上げましたが、本定例会に通告のあった一般質問並びに上程された議案等の件数及びその内容を勘案し、慎重に協議を重ねた結果、本定例会の会期については本日から 14 日までの 2 日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営に対しまして、議員各位のご協力をいただきますようお願い申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第、3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から 14 日までの 2 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 14 日までの 2 日間と決定しました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般報告をいたします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等につきましては記載のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） おはようございます。

本日、第2回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主な行政報告を申し上げますが、報告が多岐にわたり時間を要しますことをお許し願います。

4月1日及び2日、町職員の事務分掌異動と新規採用の辞令交付式を行っております。

課長職では、異動が14名で、うち、昇格が2名、係長職では、異動が16名で、うち、昇格が8名、主査が7名、係が14名、新規採用者が13名となっております。

4月30日、第20回有限会社浜中町就農者研修牧場定時株主総会が浜中町農業協同組合本所で開催され、令和5年度の事業内容及び決算が承認されましたので、参考資料としてお手元に配付させていただきました。

令和5年度は、法人設立以来、節目の20年目になり、新規就農者研修牧場として着実に成果を上げているところであります。

昨今の酪農行政のあおりを受けて、飼料や生産資材、光熱費の高騰はあったものの、経営努力により2期ぶりに黒字となり、営業利益が計上できる内容となっております。

法人では厳しい酪農環境にも対応できる酪農経営者を養成すべく研修内容の充実を図り、運営面ではコスト低減による経営基盤の安定を目指して努力してまいりました。

令和5年度は、研修牧場からの独立就農者はありませんでしたが、現在、研修生3組、6名が新規就農を目指して研修しております。

経営の内容でございますが、資料3ページをご覧ください。

経産牛は292頭、法人全体の生乳生産量が1877トン、4ページ2段目の生乳売上高は1億7619万円となり、前年度と比較して乳量で4トン減ったものの、生乳売上高は1513万円の増となりました。

また、5段目の育成牛販売の1206万円のほか、町の負担金を含めまして、10段目の収入総額は2億5901万円となりました。

支出につきましては、経営費として飼料、養畜費、資材、賃借料など、33段目の1億9241万円と46段目の販売費及び一般管理費5369万円などであり、これらを差し引いた最終的な当期純利益は最下段の1285万円となりました。

当期利益額は、8ページ下段の令和5年度利益処分は1285万円となります。利益処分額として利益準備金、配当金、別途積立金を控除した30万円が次期繰越利益金となりました。

このことから町への当初予算計上どおりの20万円が配当されることとなりました。

次に、令和6年度の事業計画でありますが、研修生1組が新規就農の予定となっており、また、4月に新たな1組の研修生を迎える、研修生6名体制での実施となり、就農に向けてしっかりと取り組んでまいります。

また、今後も継続的な新規就農希望者の確保に向け、SNSやウェブ相談の実施などにより浜中の取組を発信し続けるとともに、着実に浜中町に定着できるよう各関係機関と連携して取り組んでまいります。

11ページの令和6年度事業計画では、1段目の計画乳量は1884トンを計画しており、これにより、収支計画は10段目の純売上高2億5089万円で、経費の節減と効率的な経営に努め、経営黒字の回復を目指し努力してまいります。

以上、有限会社浜名町就農者研修牧場の運営状況についてご報告いたします。

5月4日から5日にかけて、北海道日本ハムファイターズと札幌テレビ放送との共催でSTVアニメ祭りがエスコンフィールド北海道で開催されました。

当日は、日本テレビ系列が誇るアニメコンテンツやSTVの人気番組によるステージイベントが行われ、本町ゆかりのルパン三世のブースでは、町のモンキー・パンチ・コレクションの展示品を出張展示し、ルパン三世の世界観に多くの来場者に触れていただきながらグッズや町の特産品などの販売も行い、浜中町のPR活動を行ってまいりました。

5月13日、元浜中町議会議員波岡玄智氏の旭日双光章の受賞報告を役場で行いました。波岡氏は、平成3年から令和5年まで8期、32年の長きにわたり、浜中町議会議員として社会文教常任委員、総務常任委員会副委員長、議会運営委員長、副議長を歴任し、平成19年に議長に就任されました。

以来、令和5年までの4期、16年、議長として卓越した手腕を発揮し、円滑な議会の運営を図りながら議会改革に着手し、地方自治の育成、発展に貢献されました。

また、議会議員のほかにも、浜中町教育委員会委員として豊富な経験と卓越した識見を持って教育振興・発展に力を注いでこられました。その功績が認められ、5月8日に北海道知事より旭日双光章が伝達されました。

このたびの受賞、誠におめでとうございます。

5月24日、浜中町津波防災避難訓練を実施しております。

この訓練は、昭和35年発生のチリ地震津波を教訓として、今後起き得る大規模地震・津波災害に備え、いち早く高台に避難することを目的として毎年実施しているものであります。

訓練内容ですが、午前6時30分に釧路沖を震源とするマグニチュード8の地震が発生し、浜中町では震度6強を観測したとの想定の下、その後、大津波警報が発表されたことにより、町は海岸地区住民2839人に対して避難指示を発令し、町内17か所の避難場所に避難する訓練を実施いたしました。

また、地震から身を守る安全確保行動訓練、津波防災ステーションによる水門等閉鎖訓練、移動系行政無線による情報伝達訓練なども同時に実施しております。

さらに、浜中消防署、浜中消防団、厚岸警察署などの関係機関による独自の訓練も行われております。

当日の訓練避難者は529人、関係者も含めての参加者は685人、避難対象者に対する割合は24.1%となっております。

なお、実施状況等については、参考資料としましてお手元に配付させていただいております。

次に、同日午後からは、防災意識の向上と行動力を高めるため、浜中町防災講演会を開催しております。

今回の講演会は、「あなたと家族・地域を守る災害対策」と題し、防災アドバイザリー北海道の辻川代表から分かりやすく講演をいただき、大変勉強となる講演会となりました。

今後とも、津波避難訓練、講演会など、訓練・啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

同じく5月24日、みつばちの森づくり基本協定に基づいた記念植樹が行われました。本町を拠点に道東地域で養蜂を行う杉養蜂園とNPO法人霧多布湿原ナショナルトラストと町において、本町の豊かな緑を保全し、森林整備活動を実施することで、森林の有する多面的機能の発揮を促すほか、活動を通じ、地域社会との交流や自然環境の保全などについて相互に連携し、持続可能な森林の再生に取り組むことを目的とし、昨年、この3者において基本協定を締結したところでございます。

この取組の一環として、このたび記念植樹を行い、関係者約30名が参加する中、姉別地区にトチノキとキハダの苗木各100本の植樹を行いました。

今後、人もミツバチも持続的に住み続けられるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

5月26日、釧路東部消防組合50周年記念式典が厚岸町にて挙行され、組合管理者である厚岸町長をはじめ、地元選出国会議員、組合議会議員及び各町の消防団員などが出席しました。

式典に先立ち、救助訓練の後、消防団員による分列行進が行われ、創立50周年という輝かしい節目にふさわしく、楽しい姿を観覧いたしました。

なお、式典では、松本前町長が前消防審議会副会長として、川村議員が前組合議長として、故宮崎吉徳さんが元浜中消防団消防団長として、梅原順一さんが前浜中消防団長として感謝状の贈呈を受けております。

この式典を契機に、総合的な消防防災体制の充実強化と、行政、住民の力を結集した地域防災力の向上について決意を新たにしたものであります。

6月2日、2024道東自動車道シンポジウムin釧路町が釧路町コミュニティセンターで開催され、地元選出国会議員をはじめ、釧路・根室管内の市町村長、釧路開発建設部長、釧路総合振興局局長などが出席しました。

シンポジウムでは、基調講演や釧路開発建設部による事業報告が行われたほか、国道44号尾幌糸魚沢道路の着工記念式典も行われ、出席した方々とともに着工を祝してきました。

この日は、シンポジウム開催に先立ち、今年度開通予定の北海道横断自動車道阿寒インターインターから釧路西インターインターの現場視察が行われ、完成間近の現地の様子を確認したところであります。

今後開催予定の北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会による中央要望をはじ

め、根室までの自動車道建設に向けた各種要望活動には積極的に参加していく考えであります。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

酪農を取り巻く情勢ですが、春先の肥培作業は、気温が平年よりやや高く推移し、年明けからの降雪量が少なかったため、融雪も早く、順調に終えたところであります。

農業改良普及センター釧路東部支所によりますと、牧草の生育は、気温が平年よりやや高く、日照時間及び降水量はおおむね平年並みに推移したため、生育は良好で、6月1日現在で平年より8日早く、順調に推移してきているとのことであります。

また、生乳生産量につきましては、5月末現在で、前年度同期と比較して105.4%となっております。

今後は、昨年にも増して良質な牧草の収穫による生乳の増産につながることを期待しているところであります。

次に、漁業の生産状況であります。

まず初めに、さお前昆布漁につきましては、両漁協が資源状況調査を5月下旬に行ったところ、昨年の夏から秋にかけて道東沿岸で高水温になり、昆布が根腐れし、抜けたことで、その漁場に雑海藻が着生し、昆布の生育を妨げたため、資源量が減少していることから、浜中漁協では2年ぶり、散布漁協では26年ぶりにさお前昆布漁の出漁を取りやめとすることとなりました。

成昆布漁につきましては、両漁協とも7月5日からの操業を開始することとなっておりますが、道東沿岸での高水温による生育不良は今年も懸念されており、順調に生産が推移することを期待しているところであります。

次に、浜中漁協のホッキ漁ですが、桁引き漁は3月25日から5月24日まで操業、鎌堀漁は4月20日から6月15日までの操業予定で、合計で、5月末現在、水揚げ量は対前年比0.4%減の253.2トン、金額は19.5%増の1億2270万円となっております。

5月1日解禁となったサケマス漁は、散布漁協のみ3隻が操業、5月末現在、水揚げ量は対前年比0.9%増の11.4トン、金額は18.1%減の509万円となっております。

春サケ定置網漁は、浜中漁協は4月10日、散布漁協は5月1日から解禁されており、5月末現在、水揚げ量は対前年比55.9%減の1.5トン、金額は74.3%減の113万円となっております。

そのほか、ツブ籠漁、花咲ガニ漁、アイナメ籠漁、コマイ小定置網漁など、操業が行われております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

さきの議会からの主なものについてご報告をいたします。

3月15日には、町内小中併置校及び中学校において卒業式が行われ、小学生7名、中学生では36名に卒業証書が授与されました。

19日には町内3校の小学校において卒業式が行われる予定でしたが、残念ながら、浜中小学校でインフルエンザ感染症が流行し、学校閉鎖の措置を取らざるを得なくなり、22日に延期して卒業式を実施しました。3校を合わせて小学生36名に卒業証書が授与されました。

今年度、マスク着用は必要なしということで実施され、卒業生の多くもマスクなしで参加しておりました。また、保護者の参加制限も基本的にはありませんでした。どの学校におかれましても、小学校6年間、中学校3年間の終了にふさわしい卒業式となっていました。

18日には、令和6年度公立高等学校入学者選抜試験合格発表が実施され、町内中学生で受験した生徒全てが合格しております。

4月3日には、令和6年の浜中町教職員辞令交付式が本庁舎で実施されました。今年度は、昨年度に引き続き、コロナ禍以前に戻り、異動してきた管理職及び庁内異動を除く全ての教職員に辞令を交付いたしました。

30分ほどの短い式ではありましたが、新しく始まる浜中町での教員生活に緊張感を持っておられる様子が強く感じられました。

8日には北海道霧多布高等学校で入学式、そして、翌日の9日には、あいにくの雨模様でしたが、入学式が10時より小学校で、また、午後から中学校で挙行されました。

今年度の新入学者は、小学校で昨年度比マイナス2名の37名、中学校で昨年度比マイナス2名の34名、高校で昨年度比マイナス6名の13名、合計で84名となりました。

なお、入学式は、昨年に引き続き、感染対策の制約も緩和され、マスク着用も個人の判断に委ねられました。新入生にとっては、これからの中学校生活への期待と希望あふれる新たなスタートの日となりました。

18日には、令和6年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会がリモートで開催されました。

参加対象は、市町村長をはじめ、学校関係者、そして、経済団体からの代表者が出ております。本町からは齊藤町長の参加もございました。

本提案内容については昨年に提案されたものと大きく変わりはありませんが、今後の卒者の急激な減少、令和7年度から13年度まで釧路管内で中卒者が332名減ることに伴い、釧路管内、特に釧路市内高校の再編計画が具体的な立案に向けて動き出すことを示唆していました。

同日、小学6年生及び中学3年生を対象とする全国学力・学習状況調査が行われ、本町

では 76 名、小学 6 年生 41 名、中学 3 年生 35 名が調査を実施しております。

なお、今回は、国語、算数・数学、そして、児童生徒に日常の学習状況や生活習慣を尋ねるアンケート調査については、今回から全てオンライン化されており、学習端末を通じて答える方式となっておりますが、町内 7 校ではトラブルもなく終えたところであります。都道府県別平均正答率などの結果については 7 月末に公表される予定となっております。

26 日には浜中町育英事業奨学審査会が開催されました。今年度の給付金につきましては、昨年と同様、大学生、短大生、専門学校生は月額 1 万 1 000 円、高校生につきましては 5500 円で、また、同一家庭、複数の場合も認めることとしております。

今回の申請者は、大学生、短大生が 3 名、専門学校生が 7 名、高校生が 12 名、計 20 世帯、22 名でありましたが、審査の結果、21 名に奨学金の給付を決定したところであります。

5 月 1 日には屋外体育施設がオープンし、7 日にはパークゴルフ場、8 日には温水プールが使用できるようになり、スポーツシーズンが到来いたしました。

同日には、第 1 回少年少女国内派遣委員会が開催され、令和 5 年度の事業報告と反省、評価及び令和 6 年度の派遣事業の企画について協議をいただいたところであります。

9 日、15 日、16 日には、小学校 3 校、中学校 3 校、小中併置校 1 校、高校 1 校で教育長訪問を実施いたしました。訪問する中で、それぞれ、児童生徒の授業の様子と頑張っている先生方の姿、そして、各学校としての本年度の重点的な取組などや学校施設の状況について説明を受けたところであります。それぞれの学校では、子どもたちが落ち着いて学習している姿を間近で参観することができました。さらには、例年なく、高校も含め職員同士の横のつながりが感じられ、職場がよい雰囲気で教育活動に取り組んでいることが察せられました。

13 日には、浜中町教育研究所 5 月全体集会が茶内小学校で開催され、小・中・高等学校の 100 名に及ぶ教職員が出席され、教師の指導力に直結する教職員の資質向上へ寄与する教育研究所の果たす役割について認識の確認がされたところであります。

23 日には、教育長、指導室長、霧多布高等学校校長の 3 名が北海道剣淵高等学校を視察いたしました。

剣淵高校は、霧多布高等学校と同じく、道内で 17 校ある町村立の高校でありまして、農業、福祉、未来のしんろの 3 系列を総合学科として位置づけている数少ない高校であります。また、剣淵高校の取組は道内外で高く評価されているところでもあり、霧多布高校の生徒数とほぼ同数であります、共通点が多くあります。

今回は、剣淵町教育委員会の教育長をはじめ、剣淵高校の校長から、霧多布高校が将来的に普通学科から総合学科への転換に向けてのカリキュラムや費用などの課題や参考になる取組、手続、そして、施設などを丁寧に説明していただきました。

22 日、28 日には、茶内駅周辺で児童生徒が不審者に腕をつかまれるなどの事案が発生いたしました。

本事案については、厚岸警察署と連携協力をし、犯人特定を進めているとともに、学校やPTA、地域住民と連携協力を図り、児童生徒の犯罪被害防止に向けての取組を現在も進めているところであります。

25日には、町総合体育館で第38回少年の主張大会が開催されました。当日は、保護者をはじめ、先生や同級生など、たくさんの方が応援に駆けつける中で、町内の中学校4校を代表して11名の生徒から、中学生らしい感性で、今の社会に望むことや思うこと、日常の生活の中での体験や日頃考えていること、そして、未来への希望などについての主張を繰り広げました。

審査結果を申し上げますと、最優秀賞は、浜中中学校3年生、出口莉恋さんの「自分を評価する」が決定いたしました。

優秀賞には、同校3年生の倉内美瑠さんの「克己」、同じく優秀賞には、同校3年生の三田千聖さんの「一球」のお2人に決定いたしました。

なお、最優秀賞の出口さんは、来る7月31日に釧路市釧路小学校で開催されます釧路総合振興局地区大会に本町の中学生を代表して出場いたします。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 発議案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業
施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（村田直樹君） 発議案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月13日。

浜町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員成田良雄、田甫哲朗、三膳時子、渡邊秀治。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収

源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日。

浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、主旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、報告第2号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 報告第2号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一般会計の専決処分につきましては、第1回定例会において議決をいただいた後に国からの交付金や特別交付税等が確定し、財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を3月31日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出、2款総務費では、基金積立金で歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立などで1億2814万1000円を追加するなど、全体で1億9966万2000円の追加、3款民生費では、その他社会福祉に要する経費で、事業費の確定により町社会福祉協議会補助を146万9000円減額するなど、全体で328万3000円の減額、4款衛生費では、じん芥処理に要する経費で、可燃ごみ焼却委託料の確定により983万5000円を減額、5款農林水産業費では、水産振興に要する経費で、新川船揚場整備工事の確定により232万9000円を減額するなど、全体で182万3000円の減額、7款土木費では、町道管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定により820万5000円を減額、以上により、今回の補正額は1億7651万6000円となります。

一方、歳入につきましては、1款町税では、町民税など、最終見込みにより、全体で286万1000円を減額、2款地方譲与税から8款環境性能割交付金及び10款地方特例交付金から12款交通安全対策特別交付金については、いずれも交付額の確定によるものでございます。

15款国庫支出金では、補助金の確定見込みにより全体で991万4000円を追加、16款道支出金では、補助金の確定見込みにより全体で246万6000円を追加、17款財産収入では、基金利子及び流木売払収入の確定により220万1000円を減額、18款寄附金では、ふるさと納税の確定見込みにより7690万円を追加、22款町債では、該当事業費の確定などにより70万円を減額、これにより補正後の歳入歳出予算の総額は99億2956万2000円となります。

次に、第2表繰越明許費補正につきましては、当該事業が年度内に支出することから廃止するものであります。

次に、第3表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから報告第2号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 私からは減額に関わるもの3件についてお尋ねをしたいと思います。

まず、19ページの民生費、20ページのその他社会福祉に要する経費のうち、町社会福祉協議会補助で146万9000円の減額の内容についてです。

どういったことで減額がされているのでしょうか。

次に、20ページの浜中福祉会に要する経費のうち、22ページの浜中福祉会補助についてです。

80万円の減額となっております。これについては、運営費、職員住宅補助ということで、職員住宅の建設に関わるものであり、10年間にわたって208万2000円を補助しているという内容でありますけれども、どのような経過で80万円が減額されたのか、お知らせをいただきたい。

次に、その下の清掃費のじん芥処理に要する経費のうち、可燃ごみ焼却委託料についてです。

根室市に浜中町の可燃ごみを持込み、焼却処理していただいているわけですけれども、983万5000円の大きな減額となっています。ごみの量が減ったということであればそれまでですけれども、その内訳についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） それでは、19ページの3款民生費1項社会福祉費、20ページのその他社会福祉に要する経費146万9000円の減額の理由についてです。

こちらは町社会福祉協議会への補助金でありますけれども、二つの要因があります。

1点目は、しゃきょう介護プランセンターのあじさいですが、去年の7月に廃止しております。それに係る清算分でありますと、主に人件費となりますけれども、130万円の減額となっております。

2点目は、社協の運営に関わることですが、令和4年度中に1名が退職しまして、その1名分の人件費として426万9000円見込んでおりましたけれども、それを計上しております。ただ、赤い羽根の共同募金の車両を購入することになりましたと、一部負担が出ました。車両購入は3月に決定になりましたと、それで社協の負担が出ております。また、運営費の若干の追加補助ということで410万円を社協に出しており、運営費分で16万9000円の減額となっております。このように、130万円と16万9000円を合わせ、146万9000円の減額補正となっております。

次に、22ページの浜中福祉会に要する経費の80万円の減額の理由についてです。

これは特別養護老人ホームハイツの野いちごの運営費の補助ですけれども、介護職員の確保のための介護職支援者支援金支援事業に対する補助分となります。1件当たり20万円の7件分ということで当初は140万円を計上しておりましたけれども、令和5年度実績としては3名、60万円の交付となっています。

といいますのも、4年度に勤められておりました2名は5年度にも20万円をもらえる予定だったのですが、その2名が辞めております。そうしたことでも実績が60万円ということだったので、80万円を清算に係る減額補正としております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 22ページのじん芥処理に要する経費のうち、委託料、可燃ごみ委託料983万5000円の減額についてご説明申し上げます。

こちらは、議員がおっしゃいましたとおり、根室市へ可燃ごみの焼却委託しております令和5年度の焼却量が確定したものによるもので、当初、じん芥処理の予算では1600トンと焼却灰288トンを予算化しておりました。

しかし、じん芥処理が1332.76トン、焼却灰が239.84トンになり、じん芥処理の焼却単価は税込み3万5860円で4779万2769円、焼却灰処理単価は税込5225円で125万3161円、合計で4945万930円となっております。

当初予算は5888万1000円でありましたので、差し引きますと983万5070円となり、983万5000円の減額補正となります。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、19ページの高齢者福祉費、20ページの在宅福祉に要する経費のうち、19節扶助費の敬老バス等利用料支給が50万円の減額についてです。

まず、令和5年度分の利用実績についてお知らせを願えればと思います。対象者、申請率、実際の利用実績をご提示ください。

次に、21ページの児童福祉費、児童福祉総務費、22ページの保育所給食に要する経費のうち、報酬の会計年度任用職員報酬についてです。

23万4000円の追加となっておりますが、3月の第10号補正で70万円の減額があったにもかかわらず、この短期間で23万4000円という中途半端かなと思えるような数字での増額となっております。人の入替えなどがあったのかなと予想しておりますが、その経過と内訳、この数字の根拠をお知らせ願えればと思います。

次に、21ページの農林水産業費、農業費、22ページの農業後継者対策に要する経費のうち、18節負担金の後継者就業交付金についてです。

こちらは、60万円の減額補正となっております。当初の事業費調を確認したのですが、月額5万円で12か月分、それを3人分ということで、継続の方が2人、新規で1人分という計上だったと思います。予想するに、お1人分まるっと使用したことになったのではないかと思いますが、この経過についてお知らせください。また、それに係る交付まで

の流れといいますか、採択に至る経過などもお知らせをいただければと思います。

最後に、その下の新規就農者誘致・育成に要する経費の109万4000円についてです。

リース、賃借が6件の2分の1補助分ですよね。また、固定資産税相当で7件と当初の事業費調で追わせていただいておりますが、増額となっております。リース料ということで、恐らく離農した農家の牛舎や家屋の利用ということだと思うのですけれども、増額理由についてお知らせ願えればと思います。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 19ページの民生費、20ページの社会福祉費の在宅福祉に要する経費のうち、扶助費、敬老バス利用料の支給に係る50万円の減額理由についてです。

まず、令和5年度の実績ですけども、対象者は1261人です。そして、交付している方が755人となっており、交付率が59.87%となっております。

また、3月末の実績についてです。金額は確定しており、全体で491万280円となっておりまして、利用率は64.58%となっております。

高齢者バス券については、ご存じのとおり、都市間バス、JR、ハイヤー、町営バス、ゆうゆとなりますが、今年度も利用の促進に努めてまいりたいと思っております。

また、6月からは釧路と根室間の特急ねむろ号の都市間バスについても利用が可能となったことで、利用の拡大についてもPRしていきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 保育所給食に要する経費のうち、報酬の会計年度任用職員報酬23万4000円の増について説明いたします。

議員がおっしゃいますように、3月議会で減額補正をしたところですが、3月補正で落とし過ぎたもので、単純な凡ミスとなります。エクセル表の計算の中で1名の2か月分の報酬が入っておりませんでした。大変申し訳ありませんでした。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 22ページの農業後継者対策に要する経費のうち、負担金、後継者就業交付金60万円の減額についてお答えします。

これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、当初は3名の予算計上ありました。その後、9月の補正で手を挙げた件数が多かったものですから、5名を追加しております。次回の3月定例会でも1名分を予算要求し、合計9名の予算要求をしておりました。

その上で、このたびの60万円の減額についてですが、3月上旬に就業予定だった青年が辞退したことによるものでございます。

採択までに至る経過につきましては、農業後継者就業交付金交付規則に基づき、本人の交付申請に基づき、町が採択し、交付決定しております。

続きまして、その下の新規就農者誘致・育成に要する経費についてです。

件数についてですが、リース料は、当初、6件、固定資産税5件で予算計上しておりました。しかし、リースは新規就農分が年内に見込めなかつたものですから、5件へと1件減りました。固定資産税の5件は変わりありません。

そして、このたびの増額の要因についてです。固定資産税相当額の補助について、昨年度、建設見込みがなかなか難しかったわけですが、その見込み分といいますか、実際に税額となって通知した額が多かったものですから、その分の増額補正を計上しました。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、22ページの後継者就業交付金、そして、新規就農のことに関する質問には承知いたしました。

22ページの保育所給食に要する経費についてです。

1人の計上漏れということだったのですけれども、報酬の計上漏れというのはあってはならないミスなのではないかと思います。その再発防止、そして、現場では影響などがなかったのかについて再質問をしたいと思います。

20ページのバスの件についてです。

特急ねむろ号でも使えるようになったというご回答をいただいたのですけれども、私も広報で確認しました。すごくスピード感を持って取り組んでいただけてよかったです。

ただ、券が使えるようになった反面、沿線の維持が困難だというようなことを5月の釧路新聞と北海道新聞に載っておりました。3月に4番議員が一般質問をしていました、その関連にはなっていますが、1日の輸送量を割り込んでしまっていることがあります。その際、事務的協議を続けていくというようなご回答をいただいておりましたが、沿線としては、もし維持をするとなれば、当然、負担が増になる可能性もあるでしょうし、バス券について、せっかく拡大したのに、使えなくなってしまう可能性もございますので、協議の進捗状況と維持の方向性についてのお考えを示していただきたいと思います。

もう一つ、広報では、バス券の交付について、浜中と茶内の支所での受け取りが7月31日で終了するという記載がございましたが、実際に支所で受け取っている方がどのくらいいらっしゃるのか、実態をお示しいただきたいと思います。本当にいらっしゃらなくて役場に集約したということなのか、その点についてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 再質問にお答えします。

予算の流用で対応しております、現場への影響はございませんでした。

今後は、チェック体制等をしっかりと強化し、再発防止に努めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 敬老バス利用の交付関係の再質問に私からお答えしたいと思います。

実績について言いますと、5月から交付をし始め、浜中、茶内、そして、姉別も行きま
すけれども、そちらが多いです。支所に来られるのは本当に限られた人数でして、令和5
年8月以降の実績はありません。ほとんど7月までで、8月からは本庁に来てします。

月別にお話しさせてもらいますけれども、6月は、茶内支所が12件、浜中支所が5件、
7月は、茶内支所が3件、浜中支所が2件ということです。やはり、使いたい人はすぐに
来ていただいておりまして、現場のことも含め、これで引き上げてもいいだろうというこ
とでこの期間設定にしました。

次に、都市間バスの特急ねむろ号についてです。

契約の際、根室交通の方としゃべりましたが、その次の日あたりに協議会があつて、1
0月から1日の乗降客が4.8だということで、補助金の対象外になるということでした。

路線の維持について言いますと、それが5人になると補助金が出るということで、この
事業によって少しでも路線維持につながればという話もされていましたので、厳しい状況
には変わりはありませんが、引き続き沿線の対策も含めてやっていかねばならないと考え
ております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 特急ねむろ号の維持の進捗状況というご質問にお答えいたし
ます。

結論から申しますと、その後、特急ねむろ号の路線を維持することに関する方向性は出
ておりません。しかし、引き続き、沿線自治体、そして、根室交通、くしろバスといった
メンバーで協議が行われていくことになるかと思っております。本町としては、釧路市内の
病院に通院する方が利用される路線ですので、なるべくこの路線を残してほしいという
思いでありますし、今後、協議に参加しまして、そういった情報等に注視していきたいと
考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まずは、18ページ、地域振興に要する経費のうち、20ページ
の補助金の結婚新生活支援事業補助81万8000円の減額補正についてです。

これは当初予算では90万円を見込んでおりまして、年齢制限がある39歳以下の新婚
者に対する住宅費等の補助と理解しているのですけれども、執行額8万2000円の内容
についてお願いいたします。

また、たしか、令和4年度の婚姻数は18名と伺っておりましたし、令和5年度の数も
既に出てると思いますので、その点もお知らせをいただければと思います。

次に、その下の職員厚生に要する経費のうち、職員健診等負担金11万7000円の増
額についてです。

これは、この3月の第10号補正で94万7000円が減額補正されております。その後、何らかの形でお金が必要になり、今回の増額補正だと思うのですけれども、必要にな
った要因等をお知らせください。

次に、22ページの先ほどありました保育所給食に要する経費についてです。

今後は気をつけたいということでありましたけれども、ちょっと考えられないミスなのです。職員の報酬ですから、要するに給料ですよね。これが計算ミスによって予算から落ちてしまったということでしたが、単なる計算ミスということで済まされる問題なのかなと思います。流用して影響はなかったということですけれども、今後、計算ミスを是正していくとき、チェック体制をどのように強化していくのか、今考えておられることをもう少し詳しく示していただきたいと思います。

全てが計算ミスで済まされるということはあってはならないものだと思いますので、再度お考えを伺います。

次に、若干関連になりますけれども、3月議会で私が完全給食に向けての考え方をただしております。そのときには、保護者も交えて協議を進めていきたい、あるいは、こればかりではなく、保護者との協議の場を持つという答弁がありましたけれども、3か月がたった今、その取組はどのように進展されているのか、伺いたいと思います。

次に、24ページの水産振興に要する経費のうち、補助金の水産物付加価値向上事業補助25万円の減額についてです。

当初は12万5000円でした。しかし、第10号補正で同額の12万5000円が増額補正されておりまして、合計で25万円ということになろうかと思います。

しかし、今回、それが皆減ということです。要は、執行する必要がなくなったと理解できるのですけれども、その経緯等を知らせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、議案20ページの結婚新生活支援事業補助のご質問にお答えいたします。

2点のご質問がありましたが、1点目の本年度の事業補助の内容ですけれども、まず、補助交付件数は1件でございます。8万2000円を補助しておりますが、この内容は家賃と敷金の合計金額となります。

また、令和5年度の婚姻数でございますけれども、16組となってございます。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 20ページの職員厚生に要する経費のうち、職員健診等負担金の11万7000円の追加理由についてご説明を申し上げます。

議員がおっしゃいましたとおり、3月にて94万7000円の減額補正をさせていただいていたところでございます。その後、浜中診療所において夜間勤務を行う職員13名分の健診分についての請求が3月定例会後にきました。その支出分の失念ということになるのですけれども、その際、請求額については17万4330円でした。その際の科目的執行残につきましては5万8040円です。その分を差し引きまして11万6290円が不足したことにより、このたび11万7000円の追加の補正予算を提案させていただいたところでございます。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 会計年度任用職員の報酬の計算ミスの関係についてです。

本当にあってはならないミスだと私も考えております。アナログにはなってしまうのですけれども、エクセルだけに頼らず、計算機でチェックをすることで再発を防止したいと考えております。

以前、3月に言われておりました給食の主食の件ですけれども、例えば、炊飯器がどのぐらいのものが炊けるのか、あるいは、僻地へ運ぶために食缶が必要になってくるなど、今、内部でいろいろと協議しているところです。

厨房の調理員の負担を考えますと今の人手では難しいのかなというようなことも話しているところですし、金銭負担、配送等についても内部協議を進めています。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） それでは、24ページの水産振興に要する経費のうち、補助金の水産物付加価値向上事業補助25万円の減額についてご説明を申し上げます。

まず、この補助金は、浜中町の特産品であります水産物の付加価値の向上を目的に、札幌市において水産物を販売、提供する物産展の開催に対する補助でありまして、令和5年度については、令和6年の3月21日から22日の2日間にかけまして、ホテルポールスター札幌ではまなかの恵みまるごとフェアという物産展を開催しております。

その中では、浜中養殖ウニや毛ガニ、昆布製品などの水産物の販売、提供、さらには、令和5年度におきましては、タカナシ乳業の濃厚牛乳などの乳製品、農協のホエイ豚のジンギスカンなども販売するなど、農林、水産、商工、観光が一体となりました物産展を開催しております。

このたびの減額補正の理由ですが、この補助金は、この物産展における水産物の無償提供分に対する補助ということで、令和5年度当初予算では、事業費50万円に対し、25%の補助ということで12万5000円を計上しておりましたが、事業費の増大が見込まれたことにより、令和6年3月におきまして12万5000円を増額補正しまして、合計で事業費100万円に対して25万円の補助金ということで、25万円を補助として支出予定しております。

その後、3月上旬になりますが、水産庁より、北海道を通しまして、水産庁の事業であります広域浜プラン緊急対策事業を活用しませんかという連絡がありました。そちらは令和4年度に実施した物産展については活用させていただいたのですが、令和5年度当初では採択できないというようなお話をありましたので、3月議会で12万5000円の増額をさせていただきました。しかし、該当するので、使わないかという連絡が、急遽、3月上旬にございまして、水産物の販売の中心である浜中漁協と協議し、活用させていただこうということになりました。

広域浜プラン緊急対策事業は、200万円を上限に100%の支援をしていただけるという事業でして、この事業の活用により、物産展における水産物の事業費全体を申請する

ことが可能になるということでありましたので、結果、町からは補助金を支出しないということになり、このたびの減額ということになりました。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 保育所給食の関係です。

先ほどエクセルに頼らずという答弁がございました。それに頼らず計算機等で計算するという答弁でしたけれども、それだけを聞きますと、エクセルの計算表が不正確であったとも取れるのです。でも、入力ミスなのですよね。ですから、エクセルの機能を疑うではなく、計算機で計算をするのではなく、そんな労力をかけるのではなく、入力の状況をしっかりとチェックするというほうがとても効率的ですし、そのようなチェック体制をしっかりとしていくことのほうが現実的かなと私は思うので、その考え方を再度伺っておきたいと思います。

次に、ただいまの水産庁の補助の関係です。

これは毎年度見込めるものと思っていいのでしょうか。一回は駄目です、対象になりませんと言われていたものが認められたという経緯だということでした。毎年、予算要求して初めて採択されるのか、それとも、水産庁からこの事業については該当しますという案内等が来て、初めて補助が受けられるのか、その見通しについて、また、上限200万円で、100%ということで、極力活用することが望ましいかなと思いますので、その考え方を伺っておきます。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） エクセル表での入力ミスのことについてです。

エクセルの計算式の確認も当然やりたいとは考えております。ただ、二重チェックといいますか、1人ではなく、2人の職員でしっかりと確認したいと考えています。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 再質問にお答えいたします。

広域浜プラン緊急対策事業ですが、水産庁に組合が事業の登録を直接行うもので、町は関与しないものではありますので、今回、歳入歳出の中でも出てきていないということです。

事業としては5年ぐらいのスパンでの登録となっております。また、それには厚岸町も入っておりまして、令和5年度については、最初、厚岸町が使うということでございましたけれども、使わないという経過があったのですね。その中で令和5年度も使わないかという打診があったということです。

そうしたものに限らず、やはり、この事業に対しましては大切だと思っておりますので、国の補助金等、有望な財源を探し、今後においても、補助がない場合でも町として支援をさせていただき、事業を継続していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 保育所給食の会計年度任用職員の関係についてです。

やはり、人間のやるものですので、当然、ミスということも考えられますが、その中でどうやって防止していくかになります。

先ほど保育所長が答弁いたしましたけれども、しっかりと確認することはもちろん、1人で確認するとミスを見逃す可能性が非常に高いということがありますので、例えば、係長がやっているのであれば係の者や管理職もチェックをするなど、複数体制をしいてチェックするということが大事ではなかろうかと思っています。

また、会計年度任用職員を採用している職場はほかにもございますけれども、各職場に徹底していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第2号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

日程第8 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、報告第3号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 報告第3号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和6年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令の一部が改正され、令和6年3月31日付で交付となったことから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じましたので、3月31日付をもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、同日付をもって交付したところであります。

このたびの専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、町民税では、定額減税の実施に伴う規定の整備など、固定資産税並びに特別土地保有税では職権に

による減免を可能とする規定の追加など、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された市町村税条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては税務課長より説明させますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 報告第3号専決処分の報告について補足説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、令和6年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が令和6年3月31日付で交付されたことに伴い、関連する浜中町税条例について一部改正を要することから、3月31日付で専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、これに対応したところであります。

浜中町税条例の一部を改正する条例については、本則改正が3項目、附則改正が20項目、合わせて23項目となります。

条文ごとの改正内容につきましては、配付しております議案関係資料1ページから21ページの資料1の浜中町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を参照していただき、同じく、22ページから26ページの浜中町税条例の一部を改正する条例解説書により説明させていただきます。

それでは、議案関係資料22ページをご覧願います。

浜中町税条例の一部改正による本則の改正ですが、番号1の第51条町民税の減免、番号2の第71条固定資産税の減免、番号3の第139条の3の特別土地保有税の減免、この3項目は、いずれも職権による減免を可能とする規定の追加であります。

続いて、附則の改正ですが、番号4の附則第7条の5の令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、番号5の附則第7条の6の令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、番号6の附則第7条の7の令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例、この3項目は、いずれも法規定の新設に合わせて新設されるもので、内容は令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設であります。

23ページをご覧ください。

番号7の附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除で、法規定の新設に合わせて新設されるもので、内容は令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設であります。

番号8の附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、内容は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用のものとなるよう、読替規定を追加するものであります。

番号9の附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、

法律改正に合わせて改正、内容は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める特例の新設及び居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するものであります。

番号10の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、法律改正に合わせて新設、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定の新設であります。

番号11の附則第11条の土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、24ページとなりますが、番号12の附則第11条の2の令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例、番号13の附則第12条の宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、番号14の附則第13条の農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、番号15の附則第15条の特別土地保有税の課税の特例、これら5項目は、いずれも法律改正に合わせて改正されるもので、内容は年度の更新に係る改正です。

番号16の附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加であります。

番号17の附則第16条の4は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の特例であります。

25ページをご覧ください。

番号18の附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加であります。

番号19の附則第18条は、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加であります。

番号20の附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加であります。

番号21の附則第20条は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例

で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加あります。

番号22の附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加あります。

番号23の附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、法律改正に合わせて改正、特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加あります。

次に、26ページの附則ですが、第1条では施行期日を規定しており、第2条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから報告第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

日程第9 報告第4号 令和5年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、報告第4号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 報告第4号令和5年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和6年3月31日付専決処分で、戸籍関連システム改修事業、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、給食配送トラック購入について、事業の性質上、いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の設定をさせていただいたところであります。

このたび、翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により計算書を調製し、報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから報告第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

よって、これで報告を終わります。

日程第10 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第10、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

2番 渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） それでは、通告に従いまして、ご質問いたします。

2011年の東日本大震災から13年が経過し、これまでに国内各地で避難タワー建設や津波避難救命艇等の設置の施策が実施されています。

本町としては、緊急防災・減災事業債によって、霧多布高校校舎屋上の改修や丸山散布人工高台施設整備、津波避難救命艇の配備がなされ、さらに、都市防災総合推進事業により4か所に避難タワーを建設する予定ですが、今後の地域防災の観点から質問します。

まず、1番目に、避難タワー建設に当たっての場所や規模についての地域住民との合意

形成の経過をご説明願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それではまず、地域住民との合意形成の経過についてですが、浜中町では、これまで、令和3年7月に北海道から新しい津波浸水想定の公表があり、同年8月に沿岸地域9地区にて住民説明会を実施しております。この中で新しい津波浸水想定に対応した津波対策の見直しを図ることを説明してきました。

その後、令和4年8月までに津波避難困難地域における避難対策検討会を外部の専門機関を交えて5回実施し、その報告を基に同月に住民説明会を実施しております。この中で、琵琶瀬親睦・仲の浜・新川西地区は避難タワー建設、暮帰別地区は既存施設の改修または避難タワー建設の提言を行ってきたところでございます。

その後、令和4年9月には津波避難対策特別強化地域の指定を内閣府から受け、これにより補助事業として避難対策を実施できることとなり、令和5年3月には浜中町津波避難対策緊急事業計画を策定し、同年4月に住民説明会を実施しております。この中で各地区における避難タワーの建設場所や規模について説明をしてきたところです。

また、令和5年12月には、基本設計におけるタワーの概要を該当地域の自治会役員に説明し、その後、自治会役員を通じて地域の総会などで地域住民に周知しているところです。

こうした住民説明会等を通じて地域との合意形成はおおむね図られていると認識しておりますが、住民一人一人の思いは様々であります。いろいろな思いがあるとは思いますが、町としては現在の被害想定に対して住民の安全が守られる可能性が一番高いと思う対策を選択したという経過になります。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） おおむね了解いたしました。

自治会役員等から町民の皆さんへの説明もされていると思いますが、聞くところによると参加人数が少ない説明会だったという話もあります。地域住民の高齢化が進展していくますので、時宜にかなった説明会やアンケートを小まめに、また、粘り強く続けてほしいと思います。

次に、2番目の質問に移らせてもらいます。

建設費の総額と都市防災総合推進事業の補助を除いた部分である総額の3分の1負担の内訳をご説明願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、建設費の総額と国費外の財源内訳についてですが、ご質問はタワー4基の建設費総額という認識で説明をさせていただきたいと思います。

タワー4基の建設費総額は、概算で23億297万8095円です。このうち、3分の2の15億3510万円が国の補助金となります。

質問にある残りの3分の1の財源内訳ですが、まず、3分の1を90%と10%に分けて説明します。90%は起債となりまして、金額にして6億9090万円です。この起債のうち、半分の3億4540万円は交付税措置となります。もう半分のうち、さらに半分の1億7270万円は北海道補助金となります。残りの1億7280万円が一般財源となります。

次に、10%の7697万8095円については一般財源となります。このうち、3分の2となる5120万円は北海道補助金となります。そして、残りの2577万8095円は一般財源となります。

結果、一般財源の合計1億9857万8095円が浜中町負担となります。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） ただいま防災対策室長から細かく数字を上げていただき、よく分かりました。ただ、金額というよりも、町民の皆さんに分かりやすく言うためには、繰り返しになりますが、国の負担が3分の2で、さらに、交付税措置と道の支援があり、平たく言うと91.4%が国や道の負担で、残りの8.6%が町の負担ですよね。この比率が大事だと思うのですが、これが町の負担という理解でよろしいでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 議員の言われるとおり、全体事業費の約8.6%が浜中町の実質負担額となります。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） それでは、次の質間に移ります。

本年5月2日付の北海道新聞に2024年度都市防災総合推進事業の配分額が示され、さらに、5月21日付の釧路新聞にも、国からの補助金が要望の8割にとどまり、計画の見直しを余儀なくされているとあります。

本町でも当該事業の遅れの可能性があるのかをお示しください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 現在のところ、令和6年度の国の補助金は、議員が言われるとおり、要望額の8割の交付となっておりまして、浜中町では、9970万円の要望に対し、7976万円の交付となっております。

本町における当該事業の遅れについてですが、本町の令和6年度の補助該当事業は、丸山散布避難施設の継続事業2年目、避難タワーの実施設計、その避難タワー建設に伴う2か所の土地購入となっております。

このうち、丸山散布避難施設は継続事業であり、補助金の不足分に見合う工事費分を切り分けることが不可能なことから、不足分を起債及び一般財源に振り分けて対応します。実施設計についても、同様の理由から、不足分を起債及び一般財源に振り分けて対応するわけですが、この二つの事業においては遅れがないよう実施していきます。

土地購入については、建設予定年度が令和8年としていることから、購入時期を令和7

年度に後倒しをする予定です。したがって、現在のところ、事業の遅れはないと考えております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 遅れの心配はないということで安心しました。

都市防の3分の2が国負担というため、新たに要望する自治体が出てきたことは承知していますが、緊急事業計画を早くに策定しました本町が割を食うことがないように要望をしっかりと出していってほしいと思います。

次の質問に移ります。

建設後の維持管理、定期的なメンテナンスや周辺整備の内容と維持費のめどをご説明ください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、建設後の維持管理の内容と維持費についてですが、ここでは基本設計段階での大まかな概算としております。

まず、維持管理の内容についてですが、タワーを50年間使用することとし、建設時より15年後及び40年後に鉄骨のメッキ塗装や屋上防水などの更新の工事を予定しております。さらに、建設時より25年後に大規模改修を予定しているが、現段階では建設費の30%としています。そして、発電機やストーブなど、設備のメンテナンスと電気及びガスの使用料が維持管理の内容となります。

次に、維持費についてですが、ここでは、タワー4基のうち、暮帰別地区以外の3基については、大きさがほぼ一緒なことからAタイプとし、暮帰別地区はBタイプとして回答をさせていただきます。

まず、Aタイプについては、1基当たり、更新費用として1933万円の2回分、大規模改修費用として1億5000万円、設備のメンテナンスと電気・ガス使用料として年間56万円、50年間で2800万円とし、合計で2億1666万円としています。

Bタイプについては、更新費用として2200万円の2回分、大規模改修費用として2億1600万円、設備のメンテナンスと電気・ガス使用料として年間61万円、50年間で3050万円とし、合計で2億9050万円としています。

これを年間ベースで平均すると、Aタイプは1基当たり年間約433万円、Bタイプは年間約581万円と見込んでおります。

次に、周辺整備ですが、敷地内の除雪については、今後、建設課と協議し、決定していくたいと考えております。また、敷地内の草刈り、スロープなどの除雪、そして、避難スペースなど、屋内の清掃については、今後、自治会等と協議し、管理方法を決定していくたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 年間コストがAタイプで433万円、Bタイプで581万円ということでした。これは一般財源から出るものかと思います。また、大規模改修は、この後

の交付税措置といいますか、国の補助というものは見込まれているのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 維持費の関係でございますけれども、まず、毎年かかる電気料・ガス使用料に関しては、議員がおっしゃるとおり、起債措置や補助的なものはございません。

建設後15年後と40年後に係る更新工事及び大規模改修については、現在の制度で申し上げますと、一番現実的で可能性が高いのは緊急防災・減災債を使用しての更新です。ただし、緊急防災・減災債も5年ごとに更新の事業をやるかどうかを決めていくのは国ですから、それがどうなるかはその年になってみないと分からぬというのが現実です。

また、大規模改修については、建設費の30%で業者に確認を取って概算していますけれども、実際のところ、15年後の更新を終えた後、25年の間でどの程度になるのかというの全く読めないところでありますから、実際にその年の近くなつてみると詳しい数字は分かりません。ただし、更新工事及び大規模改修については緊防債を使用するのが一番現実的かと考えているということです。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 今のお答えにありましたのは、緊防債が未来永劫あるという前提ですね。避難タワーを建設する先進地といつても5年や10年ぐらいしか差がないので、これから考えながらやっていくということになると思いますけれども、維持管理に関しては町民の方々、また、私自身にもいろいろな意見や指摘があります。先ほども挙げられていましたが、一番厳しい条件の降雪・凍結時の除雪や融冰剤の散布といった作業で、かなり面積も広いですので、必ず負担になってくると思うのです。それについては町内会ないし住民との取決めをしっかりやっていただきたいと思います。

維持管理費といいますか、ランニングコストは町が将来ずっと抱えていくものですし、行政としては、浸水想定区域外も含め、町全体のことと捉え、きっちりと責任を果たしていただきたいと思います。

また、関連になりますが、民間の有識者グループの人口戦略会議が今年4月に出した提言の消滅可能性自治体には本町も入っています。これはあくまでも可能性の話ではありますが、本町でも少子高齢化が進展していくのは確実でありますし、現在の想定でつくられる避難タワーが将来の実情に合わなくなる可能性も考えると、避難タワーのほかに、小まめな津波避難救命艇の配備を今後考えていくといった現実に即した柔軟な対応も行政にはお願いしたいと思います。

避難施設の建設を進めていく上で十分な住民とのコンセンサスの醸成とクリアすべき様々な問題に対する町長の見解をお聞かせ願います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの一連の質問にお答えをしたいと思います。

まず、先週の金曜日である6月7日に、今、道内で特別強化地域に指定されています9

0市町のうち、緊急事業計画を策定しております本町も含めた16市町の首長の連名で、そして、北海道選出の国会議員とともに、国交省、財務省、内閣府などに対し、中央要望をしてまいりました。

要望内容は2点ございまして、1点目は、今年度も残りの20%をしっかりと勝ち取る、今、緊急事業計画を策定し、進めようとしている自治体で遅延することがないよう、令和6年度の予算を必ずつけてもらうということです。2点目は、令和7年度以降のことですが、先ほど議員の質問にもありましたとおり、都市防は全国枠の予算でありますので、喫緊の課題として抱えている自治体が手を挙げるということから、その予算枠自体を拡大してもらうということです。

心配されます避難タワー建設に係る4基の維持管理費用も含めまして、これは全ての沿岸自治体が課題として抱えている事案であると思っておりますので、そういったことも含めた予算の要望について、これから沿岸自治体と一丸となって進めてまいりたいといったことで、今回、16市町の首長で意見を一致させてきました。

先ほどは救命艇という話もございました。当町にも1台入っていますけれども、あの救命艇が津波に流され、内陸に運ばれるならいいですけれども、ひっくり返るかもしれません。そういうことからしますと、人命を最優先として考えた場合、やはり、最善の方法は津波避難タワーしかないと私は思っていますし、そういう理解の下で住民説明会もしてきましたつもりでありますし、これからもするつもりでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 今、町長の思いというか、考え方を僕は初めて知りました。

救命艇の配備はあまり予定していないということでした。自分のところに入ってきているアンケートの結果を聞きますと、避難タワーまでの歩いていく距離、それから、高齢者や障がい者が即座に避難できるかという面を考えますと、避難タワーに行くという考えはちょっと難しいのではないかというお話を聞くのです。それでも避難タワーありきでやるのか、救命艇を置いてほしいという要望があったとしても、それは承服できないということでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 再質問にお答えをしたいと思います。

まずは、避難タワー4基は必ず建設させていただきたいと思います。それは、現時点で人命を最優先に考えたときに一番有利な避難施設であるからであります。その4基を建てた上で救命艇を設置するというのなら分かるのですけれども、救命艇は本当に最終手段である避難備品だと私は思っております。

これから地域住民への説明会もございますが、そのような発言をさせてもらいながら、建設に向けて取り進めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 先ほどの町長の発言とちょっと変わったかなと思ったのですけれども、まずは避難タワーありきで、救命艇についてはこれから考えていくといいますか、意見を聞き入れる余地はあるということでおろしいのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） あくまでも避難タワー4基を避難困難地域には建設するということです。そして、建設した上で、途中にもしたどり着けない方がいるという場合は救命艇も配備する考えでいるということあります。

また、先ほど消滅自治体の話も出ましたけれども、我が町の人口減少も傾向にありますし、加速しているとも思っております。ただ、町民だけが避難するわけでもなくて、浜中町は観光地でもありますので、観光客の皆さん、それから、町内でスポーツイベントがあった場合は児童生徒もいらっしゃるでしょう。そうした方の命も救わなければならぬということからしますと、地域住民の人口にあった救命艇ということでは用が足りないと考えておりますので、タワー建設に向けて進めてまいりたいということです。

○議長（落合俊雄君） これで渡邊秀治議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩とします。

(休憩 午後 0時10分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） それでは、通告に沿って一般質問を行いたいと思います。

私からは、ルパン三世P a yの将来展望はということでお伺いしたいと思います。

この事業は、消費者の利便性向上、さらには、域内消費喚起を図る目的で、商工会を母体としたカード会が実施している事業と認識しております。

コロナ禍でのキャッシュレス化のこともあって、総務省の補助を活用した事業が開始されております。行政は、それまでのプレミアムつき商品券による町民還元の代わりとして、このカードのチャージ時のポイントを支援するという形で毎年予算が計上され、執行されていると思っております。

この事業も実施から3年が経過しております。そこで、この3年間の推移と現在この事業が抱えている課題、さらには、今後のこの事業の展望等について伺いたいと思います。

まず、カード決済ができる加盟店業者数の推移を伺いたいと思います。近年、店舗が閉店するなど、減っている要素もあろうかと思いますので、令和3年度当初とその後の推移をお尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、お答えいたします。

加盟店業者数の推移についてです。

まず、総数については、初年度である令和3年度が43件、令和4年度が44件、令和5年度が37件ということで、残念ながら、前年度より7件の減となってございます。

また、業種別では、ちょっと細かいくくりになるのですけれども、令和3年度は、飲食料品の関係が10件、小売その他が4件、燃料、ガスの関係が5件、衣料品関係が2件、文房具、化粧品、薬の関係が2件、飲食店が10件、理容、美容の関係が1件、建設業が2件、観光業が3件、その他のサービス業が4件、令和4年度は、飲食料品の関係が10件、小売その他が5件、燃料、ガスの関係が5件、衣料品関係が2件、文房具、化粧品、薬の関係が2件、飲食店が10件、理容、美容の関係が1件、建設業が2件、観光業が3件、その他サービスが4件、令和5年度は、飲食料品の関係が10件、小売その他が5件、燃料、ガスの関係が5件、衣料品関係が2件、文房具、化粧品、薬の関係が2件、飲食店が5件、理容、美容の関係が1件、建設業が2件、観光業が1件、その他のサービスが4件です。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 残念ながら、令和5年度については、当初から五、六件減少しているということでした。前段に申しましたように、飲食店等については閉店するところもあって減少するということは致し方ない部分もあるのでしょうか。また、事業をやめてはいないけれども、今回、カード会から脱会しますというお店もあるように聞いておりますけれども、その理由等は商工会からどのように聞いておられますか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 商工会から聞いていますのは、当然、事業をやめられた方もいるのですけれども、やはり、運営するのにいろいろと手続がありまして、i Padでの作業が面倒だといいますか、非常に手間がかかるということがあります。また、運営費もかかりまして、収支が全体的に厳しい状況で、各事業者にも運営費を若干負担していただかなければ回っていかないわけですが、負担をお願いしたいというお話を事業者にさせていただいたところ、では、脱退させていただきたいという事業者もあったというふうに聞いてございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） どう言つたらいいでしょうか。要は、このカード会が運営する事業を継続していく上でさらなる事業者の負担を増やさなければ運営自体がなかなか立ち行かなくなつたということが背景にあるのかなと思うのです。

そのために、カード会としましても、それまでチャージするときだけにつけていたポイントを、後づけポイントといいますか、利用した金額に応じてポイントを付与するなど、いろいろなことを検討されているようなのですけれども、それに関しても細かなものがあって、後づけで付与するには大きなお金も必要になるということです。そこで、イベント時にだけポイントを付与しようというようなことも話し合われたようあります。

要するに、始めた当初のように、チャージするときに町が1%を負担し、会といいます

か、加盟事業者が出資して1%を付与し、2%というチャージ時のポイントで運営していくはなかなか利用も進まず、今回、様々な改正を加え、何とかこの会の運営を継続していくための方策をいろいろと考えられたのだと思うのです。しかし、その結果、加盟店の負担が大きくなつて、それではちょっとやっていけないなというところが脱会したということだと思います。

常時、後づけポイントを付与するのであればまだしも、例えば、5%や10%というボーナスチャージといいますか、ポイントの付与率が高いとき、掛け売りで商売しているところがチャージ時に一括支払いしますといった場合、負担額が全然変わってくるわけで、なかなか難しいなという思いがしております。

これについての考えは後ほど聞きたいのですけれども、商工会の総会での会長の見解等が新聞等に出ておりました。この事業について、さらに加盟店を増やしていくよう努力を続けていきたいというような趣旨のご発言がありました。ただ、現状はこういう状況で、それとは相反する結果になっているなという思いであります。

次ですが、実際のカード決済の件数、そして、決済額を年度別に示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、カード決済件数と決済額の推移についてお答えをいたします。

まず、決済件数については、令和3年度が2万7303件、令和4年度が4万1005件、令和5年度が3万6794件、決済額の推移については、令和3年度が1億1051万8329円、令和4年度が1億6031万5018円、令和5年度が1億4424万6174円という推移状況でございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 毎年、1億数千万円で、一番大きかったときで1億6000万円というときもあったということです。

このカード事業があることでこれだけ域内での消費喚起がされているということはそれなりに評価ができるといいますか、値のあるものかなと私は考えますけれども、仮にこの事業がなかったとした場合、現金で実際にこれだけの消費があったのか、これだけの金額の域内の消費が生まれたのかということを考えますと、それなりに経済効果のある事業であると私は思っております。

今、件数等も答えてくれましたので、よろしいのですが、たしか、当初、町からは300万円の予算のチャージ時のポイント付与分として計上があつて、令和4年度の当初予算でも300万円だったかなと思います。しかし、5年度の当初予算から500万円という町予算がついていると思うのですけれども、年度別の町の予算額の執行状況を示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、町の予算執行額の推移についてです。

まず、令和3年度当初は500万円でスタートしました。しかし、結果は218万8970円ということで、残金の分が戻ってきています。このように、最初の年度が218万8970円でしたので、4年度は300万円という補助にいたしました。その結果、352万4160円でした。そこで、5年度は500万円という補助にしたのですけれども、結果、293万5980円という執行額となってございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） もう一回確認させてほしいのですけれども、当初予算300万円に対し、執行額は幾らとおっしゃいましたか。（「352万4160円で、不足分52万4160円は補正で追加してございます。」と呼ぶ者あり）5年度は、500万円の予算に対して2百何ぼと言いましたか。（「500万に対して、結果、293万……」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 田甫議員、個別にやり取りはしないでください。

○6番（田甫哲朗君） 申し訳ありません。以後、気をつけます。

令和5年度も執行残が出ているのですね。通告にはないのですけれども、私は、500万円丸々執行されたものだと思っていたのですけれども、これはどこで減額補正されておりましたか。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後1時29分）

（再開 午後1時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 大変失礼いたしました。

この分は実績によって歳出戻入れという処理でございますので、補正の減額補正には出てこず、決算で出てくるかと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 歳出戻入れなので、補正には出てこないということでした。

ちょっと疑問があるのですが、今年の5月15日に実施された商工会の総会の資料がございます。この令和5年度決算で町の補助金という部分がございまして、キャッシュレス還元の補助金552万4160円という決算額が出ております。

私が商工会事務局に伺ったところ、町では500万円しか予算計上していないし、補正で増額されてもおりませんということでした。そこで、52万4千幾らというのは何なのでしょうかと聞いたところ、4年度にポイントの付与が確定していなかった分で、先ほどの4年度の300万円に対する補正増額等がございましたよね。その分を5年度の収入として計上しております、それで52万幾らですという説明がありました。

ただ、その前の500万円という数字については戻入れというお話をございませんでしたし、商工会の決算上は町から500万円がこのキャッシュレス還元の補助金として支出されていると私は理解したのです。

今、手元の資料ではこれは分からぬかと思うのですけれども、先ほど来聞いたカードの決済額というのは1億4千幾らでしたよね。前年度の1億6千何ぼということでしたが、このときは国のマイナポイント事業というものがございました。私もそうですが、マイナンバーを取得するときのご褒美として2万円が国から支給されたので、その扱いとして、ルパン三世Payに入れてくださいということで、私はそういう利用をしておりましたし、そういう方が相当数おられたのだと思いますし、その中で決済額も増えたことがあるのだろうと思うのです。

それと比較しても、5年度の1億4千幾らという決済額から言っても、町の助成が半分くらいになったこととの整合性がちょっと見えてこないです。現在、間違いない戻入れをされていますよというのであれば、そのようにしっかりと答えていただければと思いますし、私としても調べようが出てきます。答えられないのであれば、後ほどということでも構いませんけれども、まず、この部分をはっきりさせたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

令和5年度の実績については293万5980円ということで、使っていない分の206万4020円については歳出戻入れということでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） では、次ですが、このカード事業は商工会とは別会計ということになっていますので、カード事業だけの決算が出ていると思います。

始めた当初は本当に手探り状態だったかと思いますが、令和4年度と5年度の比較で伺いたいと思います。4年度の決算の状況と5年度の決算の状況をお示しください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、カード会の収支決算の状況についてお答えをいたします。

まず、令和4年度については、まず、収入が2074万1125円、支出については2272万6914円、差引きマイナス198万5789円、令和5年度については、収入が947万1684円、支出については912万6678円、差引き34万5006円ということになります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 数字上では、令和4年度は198万5千幾らの赤字で、5年度は一転して34万幾らかの黒字となっております。私も持っておりますし、その決算の内容は承知していると思うのですけれども、4年度についてです。百九十幾らの赤字となった原因です。

決算書を見ますと、先ほど言った国のマイナンバーカードの取得に関するボーナスのルパン三世Payへのチャージが相当数あったということだと思います。それで、国から補助される金額と実際にかかった経費の差がマイナス百四十数万円になっております。百九十九万円の赤字の主たる原因がマイナポイント事業であります。そして、5年度についても同様で、額は小さくなりますけれども、マイナスとなっております。

商工会事務局長の話ですと、当初、こんなに経費もかかると思っていなかつたし、この事業をやることで幾らか好転するのかなと思っていたという中でやってみると、国からの100%の補助ではないというようなことありました。

140万円くらいの経費の増とマイナポイントによる間違いなく使われたであろう町内の消費額をてんびんにかけると果たしてどうなのかという考え方もありますけれども、そういう致し方ない部分もあるのかなと思います。

ただ、5年度です。前年度の赤字分を何とかしなければ会の運営も難しくなるということで、商工会からの繰入金という形で240万円がカード会に繰入れされております。結果、前年度の赤字分も解消され、34万4000円という黒字決算ということに建前上はなっております。

とはいえる、繰入れする金額の原資については商工会としても頭を大変悩ませているというのも事実であることは認識されておりますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

まず、令和4年度の結果が198万5000円のマイナスになったということで商工会から240万円を繰り入れ、5年度の運営に何とかつなげた、非常に苦慮しているということについては承知をしてございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 毎年、町からも商工会へは運営費を補助していますけれども、現在のところ、補助の上乗せではなく、本当に厳しい運営になっていると思います。

一つ確認しておきたいのは、商工会とは別組織とし、カード会が事業主体となって実施しますということから、少しニュアンスが変わってきたということを伺っておりますけれども、こうした情報は把握しておりますでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） こういった厳しい収支の状況ではありますが、当初、カード会を立ち上げて運営してまいりました。そういうことなども含め、いろいろと考えた結果、令和6年度から、カード会の運営については母体である商工会に運営を移し、これからやっていくと今年の5月15日の商工会の通常総会で決定をされたということでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） おおよその経緯については私の認識とも変わりませんし、多分そ

のとおりなのだと思います。

そこで、ここからが私の今回の一般質問の本題になるわけですけれども、将来的に、カードなのか、あるいは、スマートアプリとなるのかです。実際、行政が行っている地域通貨を2次元コードし、スマートアプリ化して町内で決済できるというものを導入しているところもあります。

現状、正直に言って、ルパン三世Payそのものが非常に使いにくいのです。チャージするときにポイントを付与しますよというやり方は逆なのだろうと思うのです。今の時代、キャッシュレス決済をしますと、使用した金額に応じて幾ばくかのポイントが付与されており、いつの間にかポイントが上積みになっているというものが主流かなと思うのです。その意味から考えると、非常に使い勝手の悪いキャッシュレス方法だなというのが私の実感ですし、多分、多くの町民の方もそう思っているのではないのかなと思います。

ただ、せっかくルパンという名前を冠にして立ち上げたキャッシュレスシステムですので、地域通貨といいますか、地域のキャッシュレス決済の手段としては何とか残していくべきなと思っております。そうすることによって、先ほど言ったように、域内での消費に寄与できるものだと思っておりますし、町民の利便性も向上していくものだと思っております。

その上で伺いたいのですけれども、仮にこれを地域通貨として根づかせようと思っているとしても、今の状況のままではやはり難しいだろうと思うのです。まずは、現在、行政が金券等で補助している、例えば、結婚祝い金、安心住まいの促進事業もございますし、大きいものでは、不良空家等除却補助金というものもございます。これら全ては金券での取扱いになっているのかなと思うのですけれども、これら行政ポイントもルパン三世Payのキャッシュレスシステムとリンクさせることで利用が拡大し、周知もされ、運営がなされていくのではないのかなと思うのですけれども、まず、行政ポイントの付与の在り方について、キャッシュレスへの移行等についてお考えをお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） お答えいたします。

これまで、行政ポイントについては、ピリカ金券の関係など、商工会から話が何度か出てきた経過がございますが、今の時点まで進んでいない状況でございます。

それも利用促進につながる一つの方法なのかなと思っておりますけれども、話し合ってきた結果、ハードルが高いといいますか、いろいろな問題点があるようで、話が進んでこなかつたこともあります。ただ、この件に関しては、商工会と再度話し合いたいと思います。

ピリカ金券の関係ですが、町には5種類ありますので、それぞれの担当課とは、システム的にどのような問題があるか、改めて検証してまいりたいと考えてございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 行政ポイントについては、商工会、カード会とも過去に何度か協議されたということですが、種々のハードルがあったということでした。その詳細については今語られませんでした。時間もなくなってきたけれども、私が押さえている範囲で申し上げますと、行政ポイントを付与することについては、行政サイドの考え方として、現段階では全店で使えない、町内のどのお店でも使えるものでないので、公平性の観点から難しいというようなことも聞かされましたということありました。

確かにそういう考え方もございます。ただ、全店がこのシステムを導入するということこそ非現実的だと私は思っております。恩恵がそれほどない中で加入するというのは負担が増すだけで、難しいことだと思うのですよ。でも、そこが解決されなければ行政ポイントへの移行ができないというのであれば、いつまでたってもできることになります。それこそ、鶏が先か、卵が先かではないのですけれども、行政ポイントをこちらに移行することによって、では、自分の店も加入しようかということも出てくるわけですよ。そういう観点からこれはしっかりと考えていかなければならないのです。

様々なハードルとおっしゃいましたけれども、ほかに主な行政側として考えるハードルというものがあるのであれば、手短にお示しください。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

大方は担当課長から答弁がありましたけれども、行政としましても、行政ポイントを付与するということが最終目標でもあり、役場の行政の事務処理の軽減につながる分野でもあると思っています。

ただ、これまで、カード会を中心となって、商工会、それから、商工会の事務局を含めて本当に努力していただきながら、本当に苦戦しながら加盟店を増やしていったわけです。今のところは37店舗でありますけれども、議員が冒頭に言われましたとおり、町内の消費や域内循環という意味でも一定程度の効果は上がっていると思うのです。そして、今年度、カード会から商工会の本体のほうにカード会の運営が移ったということで、商工会としては本腰を入れ、PRや勧誘活動をするということでありますし、加盟店を獲得し、多くの町民の方々にルパン三世Playを浸透させていくといった目標を掲げ、商工会会長も発言していると思っておりますので、そういったことから、今年度は、まず、様子を見せていただきたいと考えております。

行政ポイントをつけることについてですが、ピリカ金券は、今、77店舗でございます。それに見合う加盟店をという話をしておりましたが、議員が先ほど言われましたとおり、77店舗まで行くにはちょっと無理があるでしょうということも含めて、様々な観点から協議したいと思っております。

また、町民のほかに、観光客もそうで、浜中町を訪れる人みんなが使える地域通貨だと思っておりますので、そういったことも含めて、期待をしながら行政としては取り組んでまいりたいと思っておりますが、商工会の今年度の取組を見た上で検討をさせていただき

たいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今、町長からございましたけれども、町としてのこの事業に対する姿勢というのは私の思いと一致するような感じです。まずは今年度の事業の様子と商工会の努力等も見ながらというお話だったかなと思うのですけれども、現実、負担が大きくなることによって脱会しますという店舗が出てきている状況があり、それを何とか打開しなければ加盟店を増やすということはなかなか難しいと思うのです。

決算の状況を見ますと、先ほど言ったマイナポイントについては、今後、多分ないでしようから、これに伴う赤字は発生しないと思うのですけれども、大きいのはシステムの利用料です。これが大きな負担といいますか、経費となって乗っかっております。

このシステム料も、固定費とチャージのときにかかるものの2通りがございまして、毎月、六、七万円くらいの固定費をシステムを運営している会社に納めなければならないというのが事実であります。それにプラスして、チャージの額に応じてその分を払うということであります。こうした負担が大きいまま、商工会で何とかしなさいと言うのであれば、どこかで破綻してしまうのだろうなと思うのです。

先ほど言いましたように、現在は、毎年、行政は商工会へ運営費として補助をしております。さらには、その年によって、例えば、建物の補修などが発生した場合には上乗せする形で補助をしております。現状を打破するために、まずはここの部分です。これは商工会ともじっくりと話し合っていただきたいのですけれども、どのくらいの負担軽減が図られれば離れていった事業者が戻ってくる見込みが出てくるのか、負担が軽減されたことによって新たに加入する店舗も増えてくるのかまで見据えているのかです。

例えば、先ほど言ったシステム固定費を補助すると。固定費というのは年間100万円にも満たないくらいですよね。そういうことを仕掛けていかないと、ただ様子を見ているだけでは難しいなど今回の決算書を見ながら考えておりました。

地域通貨としての残していくたいという町長のお考えもある中ですので、具体的に商工会とじっくり話し合う、将来展望に向けて協力していくという考えがおありかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、このシステムの使用料といいますか、負担は非常に大きいということでございます。前年度の令和5年度の金額で言いますと、システムの使用料で160万円くらいです。37件でありますと、1件当たり4万円台という状況になってございます。ですから、こうした負担が加盟店増加の障害になっているというところも確かにございますし、様々な課題がカード会の中にはあると認識しております。

ですから、まずは、先ほど町長も申しましたけれども、現在、商工会としてもカード会から本体に事業運営の主体を移し、いろいろと検討していくことがありますので、

その推移を見ながら、町としても商工会と情報交換や意見交換を、あるいは、このシステムをどのようによりよいものにしていくかを議論していきたいと考えておりますので、少し時間をいただきたいと思いますし、今後とも取り組んでいきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） そこに尽きるのですが、商工会から行政に対して相談という形か何かで申入れがあるのかもしれませんし、原課としても商工会に出向いて協議していくという姿勢を持っていただければと思います。カードが将来的にはアプリになればいいなと思っています。そのほうがずっと使いやすいでしょう。

そこで、このキャッシュレス事業が浜中町のキャッシュレス事業として域内の消費拡大のための事業として継続していく方向性で進めるという考えでよろしいのかどうかだけお聞きし、終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） これは行政の政策としての責任ある回答を求めているものだと思いますので、町長から答弁を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 今、議員が言われましたように、担当課としては商工会の担当の方と協議しながら、このカードといいますか、ルパン三世P a yについて、スマホアプリ化も含め、継続できるような町としての支援策も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（落合俊雄君） 以上で田甫哲朗議員の一般質問は終了いたしました。

次に、4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） では、通告に従いまして、質問させていただきます。

私から2点ほどお伺いします。

1点目は、防災対策、町民の不安に万全かということ、2点目はヒグマ駆除の実態についてです。

まず、防災対策、町民の不安に万全かということについてです。

我がまちでは、1952年——昭和27年3月4日、72年前になりますが、千島海溝を震源としたマグニチュード8.2を記録した十勝沖地震、また、1960年——昭和35年5月24日、64年前になりますが、南米チリ沿岸で発生した津波が、22時間後、日本の沿岸に到達し、甚大な被害となった教訓により、毎年、5月24日、防災訓練の日として防災訓練を実施しています。今年も、5月24日、防災訓練を実施し、多くの町民が避難訓練に参加したと見受けられます。今年も防災訓練ができてよかったですとともに、平穏な日々を送れたことに感謝するところです。

今、千島海溝を震源とした地震が発生するであろうという予測の下、防災意識を高めるいろいろな情報を共有し、防災対策も着々と進めていることは承知しています。

13年前には東日本大震災が発生し、そして、本年1月1日、石川県能登半島地震が発

生しました。災害は、いつ何どき起きるか、予測不可能なことを改めて感じさせられました。人ごとではない、我が身、我がまちでも起こり得ることを共有し、とにかく早く高台へ急いでを合い言葉に防災訓練に参加しています。ただ、防災訓練の在り方に問題を感じるところもありますし、防災訓練に参加した多くの町民から不安を聞きました。

10分以内に避難ができないければ、津波浸水エリアの9割、最悪のケース、2700名が死亡と推定されているそうです。浸水エリアには何人の町民がいるのか、東日本大震災、能登半島地震の実態を見て感じます。

また、十勝沖地震、チリ津波を経験した町民から、命からがら逃げたとして、避難した高台から自分たちはどうしたらしいのか、訓練なら家に帰れるけれども、本当に起こったらどう行動したらいいのかという不安を聞いていますし、訓練に参加した町民からは、人のふり見て、我がまちはどうなのだろうという不安を聞いたので、一つでも不安を解消できればと思い、お伺いします。

まず、防災訓練のことですが、浜中町の津波浸水エリアとされている地域の町民は何人で、本年、防災訓練に参加した町民は何人だったのでしょうか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 本町の津波浸水エリアについてですが、本町の一部地域を除き、海岸地域の全ての集落が浸水エリアとなります。避難対象人数は4月末現在で2839人となります。

また、本年の避難訓練参加者数は529人で、訓練参加率は18.6%となっております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 昨年の浸水エリアの対象者を見れば、2910人となっていました。人口も減っていることなので、浸水エリアの対象の町民は減るでしょうし、参加する町民も減るということですね。全体の人口が減っているということなので、減っていくということ、そして、参加率も当然下がっていくということですね。

次の質問をしたいと思いますけれども、今年、防災訓練を行うに当たって避難ルートを決められたチラシが入っていたのですけれども、実際はどうであったでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 避難ルートについては、災害時に渋滞を緩和するため、あらかじめルートを決めております。本年の訓練においては、どのルートも渋滞などはなく、スムーズに避難できたものと考えております。

ただし、霧多布地域においては、高台に上がる道路が3本あることから、避難者によつてはルートがちょっと遠回りになるケースがあったと報告を受けておりますので、来年に向けて対策を協議していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 昨年のアンケートの結果から、車で避難する人が4分の3を占め

ていたという結果がありました。今回もどのルートでも混雑状態はなかったということでしたが、訓練ですからね。皆さんが殺到するかも分からないですけれども、3本とも混雑がなかったということであれば、訓練をしていけばうまくいくのかなと思います。

ただ、本当に車で避難する人が4分の3を占めているということが昨年のアンケートでも分かっているので、そこはまだまだ考えていかないとならないかなと思います。

次に、今年の防災訓練について、町民の誘導といいますか、情報がうまく伝わっているのかということです。訓練後、参加した方からの反省などは何か上がってきているのでしょうか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） まず、避難誘導については、各避難場所及び主要避難路において、特段、事故などもなく、おおむねスムーズに避難している状況でした。ただし、ゆうゆと本庁舎の避難ルートが一部重なっている箇所があることから、本来、本庁舎に避難する車両をゆうゆに誘導した車両が1台確認されております。こうしたことから、来年に向けて誘導の対策を協議していきたいと考えております。

次に、避難状況の情報共有について、無線を使用し、各避難場所と対策本部で情報伝達を実施しましたが、特段の問題もなく、情報共有が図られたものと考えております。

次に、訓練後の反省及び課題についてですが、先ほどの質問での課題のほかには、一部の避難場所において、避難者の受付漏れがあったと報告を受けておりますので、来年度以降、そういうことがないように、現場の職員数を増やすなどして対策を取っていきたいと考えております。

また、霧多布高校での訓練において、今回から校舎屋上まで避難をしていただきました。この際、校舎内に屋上までの案内板などがないため、経路が分かりづらいとの報告を受けております。そこで、案内板の設置に向けて、教育委員会と協議をしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） いつも車で来た方にも聞き取りがあつたらしいのですけれども、それが全くなくて、どうしたらいいのだろうかという中で帰られたと聞きました。いつもは、名前のほか、どこから来たのか、何分かかったのか、何で来ましたか、車だったのか、徒歩だったのか、そんな聞き取りをしていたのに、そういうことが全くなかつたと聞いたので、どうしたのかなということで今日の質問になったのです。

私のことを言うと、役場庁舎の駐車場に避難したのですけれども、そこに行ったものの、どうしたらいいのかが分からなかつたです。ここに来て名前などを書いてくださいというコールもなければ、3階まで上がってください、何分までここにいてくださいということも一切なかつたので、来たはいいけれども、どうしたらいいのかなということがありました。

また、結局、1階で名前を書いて、3階に上がってから名前をもう一回書いたのですけ

れども、えっ、二重にならないのですかと聞いたら、大丈夫ですと言わされたから書きました。避難した高台でもそうしたコールがあれば、例えば解除になるまでいなければならないのだと分かると思うのですよね。どうしたらいいかなと迷ったという話を聞いたので、来年の反省の一つにしてほしいなと思います。

防災訓練の話は終わりまして、実際の災害のときの話になります。

津波警報が解除になるまで高台にいさせるといいますか、解除になるまでそこにいてほしいということなのでしょうか。津波であれば絶対に被害が出るとは思うのですけれども、その避難場所から次の場所に自分たちがどうやって移動したらしいのか、どういう行動を取ればいいのかが分からなければとても不安だということを聞いたのですけれども、それについてはどういうふうにお考えなのでしょうか、決めていることがあるのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） まず、避難後の動向についてです。

議員の質問にある高台というのは各避難場所と解釈しての回答となります、大前提として、津波警報及び注意報が解除になるまではその避難場所において待機となります。

次に、2次避難場所は決まっているかという質問についてですが、浜中町には、現在、指定避難所としては、役場本庁舎、ゆうゆ、茶内の農業者トレーニングセンター、茶内コミュニティセンター、MO-TTOかぜて、浜中農村環境改善センター、姉別農村環境改善センターの7か所でして、避難者は最終的にこの7か所に避難することを基準としています。

また、各避難場所からの2次避難先となる指定避難所を申しますと、アゼチの岬駐車場については役場本庁舎、湯沸下海岸高台についてはゆうゆ、琵琶瀬展望台については茶内コミュニティセンター、散布全域については茶内の農業者トレーニングセンター、霧多布高校についてはMO-TTOかぜてとなります。

次に、誘導などは誰がやるのかについてですが、各避難場所に町職員などがいない状況も十分に考えられます。したがって、誘導などを含めた各避難場所におけるリーダー、避難所の運営の主体となるのは、町内会や自治会などといいますか、避難者自身が中心となり運営していただくことになろうかと思います。

実際には、先ほど議員が言わわれたとおり、災害の規模やそのときの状況に応じて手段は大きく変わると考えておりますので、状況に合わせた判断をしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今の誘導の件ですけれども、本当に町職員がそこに行ける、いるということはあまり考えられないですよね。それで、そこに集まった町内会なりの人たちが次にどこに行くかを分かっていないといけないということです。解除される時間が何分かは分かりませんけれども、5分でも10分でも、待つというのはすごく長く感じるもの

です。解除になるまで待ちますけれども、その後、そこからどこへ行くかを皆さん分かっていれば、誰かがここから茶内のコミュニティセンターなりトレーニングセンターなりに行くのだと分かっていれば行動も早くなるのではないかなどということがありますので、そういうものを町民の方たちに少しづつでも啓発でも何でもしてほしいなと思うところです。

次の質問です。

そういう不安が数々ありますし、近々の能登のことが毎日のように報道されていまして、我がまちではどうなっているのだろうという一つが仮設住宅で、このまちでは確保されているのだろうかとお聞きしましたので、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） まず、仮設住宅制度について若干触れますが、仮設住宅の建設は北海道が行います。用地の確保と入居者の公募、管理は町が行うことになっています。

ご質問にあります仮設住宅地の確保についてですが、まず、国における災害時の必要建設戸数の目安があります。これは、近年の災害における住宅被害に対する供給戸数の実績割合に基づき、約3割を目安とするとされております。本町の被害想定では、全壊戸数が最大で4000戸とされていますから、建設戸数を1200戸と計画し、町内26か所を建設候補地としています。

この候補地は全て町有地で、内訳としては、旧学校グラウンドが10か所、旧公共施設跡地が3か所、学校グラウンドが7か所、公共施設敷地内が6か所となっておりまして、これで1200戸分を確保している状況です。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） こういうことを聞くと、町民は、ああ、もうちゃんとと考えられているのだなということが分かって安心すると思うのです。

能登のことを引き合いに出すのですけれども、仮設住宅が半年たってやっと完成した、農業ハウスで身を寄せていた人たちが6ヶ月たって仮設住宅にやっと入れたということを報道で知ると、自分たちのまちはということが頭をよぎるということなのです。

次の質問もそうですけれども、では、水はどうなのだということです。能登での断水の長引きを見ると、当町も絶対に避けられないのではないかなどと思っています。飲料水といいますか、生活水ですが、具体的に想定しているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 水の確保についてですが、避難想定においては、1人当たり1日3リットルの水が必要であるとされております。本町における避難者数は最大で2839人ですので、1日当たり約8500リットルの水が必要な計算になります。

現在、浜中町では、災害等による応急給水が必要な場合に備えて応急給水ポイントとな

る施設を3か所設定しております。

1か所目は、庁舎付近に設置している防災貯留槽です。この貯留槽の有効容量は770立米、リットルに換算すると約77万リットルで、指定避難所である役場庁舎とゆうゆの収容人数の7日分を十分に賄える水量を常時備蓄しています。この貯留槽は、震度7にも耐え得る構造で、管路も耐震管とし、災害時でも供給可能と考えております。また、今年度、トラックに積める応急給水タンクを設置し、霧多布市街と湯沸地区での応急給水活動を計画しております。

2か所目は、浜中に設置している3号配水池です。この配水池の有効容量は1607立米で、浜中市街と営農用水区域全域の応急給水用の水量を確保しており、ここにも車載用の応急給水タンクを設置し、避難所を含めた給水区域に応急給水活動をする計画となっています。

3か所目は、茶内配水池です。この配水池の有効容量は243立米で、茶内市街の応急給水用の水量を確保しており、ここにも車載用の応急給水タンクを設置し、避難所を含めた茶内市街と散布地区に応急給水活動をすることで計画しております。

このほか、各避難場所に備蓄をしているペットボトルの水が全体で約3000リットル——500ミリのペットボトルで約6000本分を備蓄している状況となっています。

こうしたことから、水量は十分な量を備蓄していると考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） このように答えていただくと本当にどんどん安心していけます。

次の質問ですけれども、災害関連死についてです。

そうしたものを防ぐ体制を我がまちではどう考えていますか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 災害関連死を出さない体制づくりについてですが、浜中町の状況としては、災害時の職員非常配備において、避難支援班を設置しており、避難所等における健康管理指導を実施する計画となっております。

実際には本町における保健師の人員も多くはありませんから、各避難所における健康管理指導も十分にできない状況も考えられます。そういった中で、国で組織化をしている災害派遣医療チーム、もしくは、災害派遣精神医療チーム、災害時健康危機管理支援チームなど、こういった迅速に派遣できる体制もあるので、そういうものを積極的に活用していきたいと考えております。

そして、災害関連死を防ぐために重要なことは事前の備えです。災害関連死の要因は様々ありますが、例えば、持病のある方の薬がないため、症状が悪化して亡くなってしまうケースもあり、東日本大震災の災害関連死における約60%がこの要因だと言われています。また、エコノミークラス症候群や低体温症なども要因として考えられますが、大事なのは、これらの要因の多くは避難者自身の日頃からの備えにより回避できる可能性があるということです。

能登半島地震後、多くのメディアや自治体において避難に対する備えの重要性を情報として多く流しておりますし、本町においても自治会配付などで周知をしてきました。町としては、今後も、備えの重要性などを含めた町民の防災意識を高めるための取組を実施していく、少しでも災害における犠牲者を減らす体制づくりの強化を図っていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） そうなのです。町民の意識も高めていくことが重要だと思っています。その意識を高めていくことの手立て、日々やっていくことがあるのではないかと思うところです。

次の質問ですけれども、ボランティアの受入れ体制は考えられているのでしょうか。

事前の登録については、ホームページやマニュアルなど、そういう準備だとは思うのですけれども、何か考えられているのでしょうか。アップするなりなんなり、もうされているものなのですか。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 災害ボランティアの受入れ体制についてですが、阪神・淡路大震災以降、災害ボランティアは災害時には不可欠な存在として重要視されているところです。

町の地域防災計画において、災害ボランティアの受入れについて記載はしていますが、設置や運営について具体的な方針は定まっていないのが現状でした。ただ、北海道の地域防災計画の一部改正に合わせ、令和6年3月に計画の一部を改正し、その中では、浜中町社会福祉協議会などと連携して、災害ボランティアセンターの設置や運営について明確化しておくよう努めるものとしております。これに伴い、本年2月には、社会福祉協議会や外部専門員などを交えて、設置や運営に係る会議を実施したところです。

実は今月末にはその2回目の会議を予定しており、今年度中には、設置場所や運営に関して方針を決めていき、具体的な体制づくりを早くにしていこうと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今、私が聞いた質問はほんの一部なのです。町民の不安は数え切れないものと推測します。日々刻々と年を重ねていきます。去年は訓練にも参加できたり、逃げる自信もあった、しかし、今年はという方も少なくないと思うのですよね。

先日の防災講演会のお話で、まずは、自助という自分が助かること、備えをしておくということを習いました。次に、共助で、避難するときの声かけや避難後の助け合いが大事だよということを勉強し、最後に公助と勉強しました。最後のとりでが公助なのです。

1年に1回の防災訓練も必要とは思いますけれども、この公助が日々の啓発で意識づけできるのではと思うのです。過去、広報はまなかに防災特集などが掲載されていますけれども、ごみ博士が掲載されているように、常に防災意識を持ってもらうように防災欄も加えてほしいと思います。また、防災訓練についても本気で練習するという試みができない

かと考えています。

アンケートから若年層の参加者が少ないことが分かっていますよね。訓練の時間や曜日を変えたり、今年は霧多布地区とする、あるいは、ここの町内会と町内会だけでやってみるなど、全体での防災訓練はこの何年も続けてきているので、みんな早く高台に逃げるという意識ができてきていると思うのですけれども、小さくし、実のある訓練に切り替えていくことを検討してみてほしいなと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えします。

議員が心配されるように、訓練のマンネリ化を感じているところであります。ただ、何といいましても、本当に大切なのは町民の皆様一人一人の災害に備える意識だと思っているのですよね。

訓練でできないことは本番でもできないと言われますとおり、一人でも多くの方に訓練に参加していただけरような、本当に効果的なといいますか、実践という言葉は使いたくないのですけれども、実践に即した訓練の在り方も考え、多くの方が訓練参加できるような取組を行政としてもしていきたいなと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 町長も、練習でできないことは本番でできないとインタビューにお答えしていましたよね。まさにそのとおりだと思います。

町民には防災訓練だからということで参加しないという方もいると聞きますが、浜中町民として、津波の経験がある町民として、本当に津波が来るといったときには結構早く、しっかり逃げるのではないかという安易な考えでいます。

私の経験で一つ言いますが、31年前に釧路沖地震がありました。そのとき、我が子は5歳と2歳でした。その子どもたちが、釧路沖地震があったとき、いち早く食卓テーブルの下に入ったのですね。それは日々の保育所の訓練のたまものだと思って、逆に私が教えられたのです。その後、ストーブのスイッチを切って、テーブルの下に入ったのです。子どもたちから教えられた経験から訓練は必要だなと思っています。ぜひ、早く逃げるという意識が町民にもっと根づけばいいなと思っています。

次の質間に移ります。

ヒグマ駆除の実態についてお伺いします。

最近、全国的に熊目撃情報や被害者が出たという報道が絶えません。北海道でも今まで類のないようなヒグマの被害が連日のように報道されています。近くは、厚岸町、別海町の被害、また、根室市のヒグマの襲撃映像などを見ると、かなり危険度が増しているとも感じます。

浜中町もヒグマの出没頻度が増しているように感じていますが、実際はどうなのか。獣友会へ一報を入れると途端に安心感を覚えるのは私だけではないと思いますが、獣友会な

どに関するについて、浜中町はどうなっているのか、お伺いしていきます。

浜中町の猟友会に属しているハンターは何人いて、うち、ヒグマハンターという方が何人なのでしょうか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） お答えします。

猟友会に所属しているのは34名でございます。そのうち、13名のハンターに、浜中町ヒグマ駆除等対策実施規則に基づき、ヒグマ捕獲等の従事者証を交付しております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） ヒグマ目撃通報のときにはいつも猟友会に要請するものなのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） ヒグマを目撃した旨の通報を受けた際の対応でございますが、浜中町ヒグマ駆除等対策実施規則第4条に基づき、ヒグマが出没の通報があり、緊急に駆除等対策が必要と認めた場合は、協力機関に連絡し、ヒグマによる危害防止のための必要な対策を講ずるものとするとうたっております。

よって、目撃情報があり、かつ、その個体が人家付近や農地に頻繁に出没しており、人間を恐れず、避けないヒグマであれば、問題個体と判断し、緊急に駆除等の対策が必要と認め、釧路総合振興局、警察署、そして、猟友会と協議の上、出動要請いたしております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 浜中町の猟友会への要請というのですか、今いる方たちの見回りと駆除という要請が違うということでいいのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 私どもでの要請というのは、あくまでも問題個体が人里付近にいる場合、猟友会に依頼して駆除隊を形成し、対応しております。

今言った問題個体になる前に、さきに訓練も行いましたけれども、まず、熊を山に戻すという行為が大前提でございます。それでも人間を恐れない、人慣れしている熊は、今は問題個体という表現をよくされていますけれども、人もしくは農地に被害を与えるということで駆除を開始するという取扱いになっております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 問題個体ということで駆除になるのですね。

では、次の質問になるのですけれども、今、新聞で騒がれている報酬の件です。

我がまちでは問題はないのでしょうか。報道で報酬の件を知ったのですけれども、あら、当町はどうなっているのだろうと考えての質問です。

聞くところによると、見回りでも問題個体の駆除の要請があつても報酬は同じというふうに聞いたのですけれども、どうなのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 報酬額についてですが、当町では出動手当として1日1万500円であったものをさきの定例会において非常勤職員の報酬の改定の中で1万6500円に改定いたしました。

質問にありましたことについてですが、あくまでも駆除費ということではなく、当町の扱いは出動手当に対する補助で、これにプラスして、額としましては交通費、俗に言う費用弁償を合わせたものを支給しております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 予算を増やして1日1万6500円になったということですね。午前に出たら8250円で、午前、午後での金額になってきますというようなことを教えられました。

この金額はどうなのでしょうか。ヒグマの問題がここまで大きくなっていますし、駆除をお願いし、最前線に向かっていってくれる人たちの報酬がこれでいいのかとちょっと驚いたところもありますし、少し考えたほうがいいかなと思いました。

先日、熊を研究している方の講演会ではないですけれども、お話を聞きに行ったら、最近のヒグマは大型化しているのだそうです。これは、酪農家で用いる餌の高騰からデントコーンの畑が多くなっているからで、そのデントコーンを食べた熊が多くなって大型化してきていて、人間を怖がらないというお話を聞きました。そして、衝撃的だったのは、銃の音で餌にありつけると認識している個体もいるそうなのです。このような状況になっているのですね。

確かに狩猟免許の取得助成はしていますよね。でも、取得した後、銃を持っているというリスクや精神的な負担も考えますと、要請をして浜中町にすぐに駆除を、それは危険動物捕獲従事者というふうに言うのだそうですけれども、そういう方たちに甘えているところもあるのではないかと思ったものですから、町民の安心、また、ヒグマ駆除従事者への配慮について考えるいい時期でもあるのではないかと思ったものですから、本日の質問になりました。町長はどうお考えですか。

これをもって私の質問は終わります。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ヒグマの関係の質問にお答えをしたいと思います。

まず、報酬の関係ですけれども、管内を見ましても浜中町は決して安くはなく、言わなければ高いほうだと言っていいと思いますし、目撃情報といいますか、通報がありましたら、まずはその個体を山に返すという行動から始まりますので、あくまでも出動手当という手当となります。

また、本町においては近隣のような頻繁に目撃情報がまだないこともあります。中には、頻繁に目撃するので、なかなか通報しないという方もいるように伺っておりますけれども、今のところ、本町では、家畜といいますか、酪農被害もありませんので、安堵しております。ただ、いることには間違ひありませんので、そうしたことも含め、獣友会

とも協力しながら、連携を図りながら、その対応に当たりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

日程第11 議案第36号 浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第11、議案第36号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第36号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、保育士及び保育従事者の配置基準の見直しを行うもので、満3歳以上満4歳未満の児童20人以上につき1人以上を15人に、満4歳以上の児童30人につき1人以上を25人に改めるほか、所要の改正を行うものであります。

なお、附則では、この条例は公布の日から施行するとし、保育士及び保育事業者の配置の状況に鑑み、経過措置を設けることとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第36号の質疑を行います。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 今回の条例改正については、保育士、保育従事者の配置基準の改正とお伺いしております。

まず、質問の一つ目は、改正前の基準の3歳以上から4歳未満に対して20人に1人、4歳以上の児童30人に対して1人という従事者基準が今まで守っていたのでしょうか。

また、改正後については、3歳以上4歳未満に関して15人に1人、4歳以上は25人に1人、つまり、より少ない児童に対して多くの保育士が必要になるということになっております。ですから、これを新たな基準として守っていかなければいけないと思うのですが、この点は守れるのかについて、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ご質問にお答えします。

このたびの条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関する内閣府令の一部改正による保育所の職員の配置基準の見直しです。

議員がおっしゃったとおり、3歳児につきましては20人から15人、4歳以上につきましては30人から25人となっておりますけれども、家庭的保育事業の対象となる施設につきましては町内にございません。

具体的に言うと、小規模の家庭的な保育をするということで、例えば、自宅などで小規模の人数を見るようなところで、一般的には小規模保育事業のA型とB型、そして、保育所型の事業所内保育所と小規模型の事業所内保育所という小さなところで保育基準を設けて認可された保育所になります。

なお、現在、町内にあります保育所についてですが、先ほどの提案理由でも述べていますとおり、児童福祉施設の整備と運営に関する基準に該当しまして、同じように、この3歳児につきましては20人から15人、4歳児以上につきましては30人から25人と今回変わります。そして、保育の充実ということもありまして、やはり、議員がおっしゃるとおり、職員の確保という問題がありますので、当面の間、附則で経過措置を設けて対応していくことになっております。

これについては、町ではなく、道の条例で定められていますので、町内に2か所あります認可保育所もそれに基づいています。配置基準の中身については、現状、保育所長からとなると思いますけれども、家庭的な保育をする施設は町内にはないということです。今回、国の基準が変わりましたが、もしそうした施設ができた場合は、この運営基準によつて設けなければならないことになります。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 保育士、保育従事者の配置基準について、今の浜中町内の保育所の現状をお話しさせていただきます。

今回は、国の基準に基づき、3歳児及び4・5歳児の保育士の配置基準の改正ということで、まず、3歳児が現行の20対1から15対1、そして、4・5歳児が現行の30対1から25対1となります。ただ、町内の保育所では、3歳児に関しては以前より安全性を重視といいますか、安全に保育するため、国の基準とは別に独自で15対1、1人で15人しか見ないという職員配置をしてきております。ですから、3歳児の今回の改正について問題は全くございませんし、今まで15人を超えた場合は保育士を2人配置するなどして対応してきております。

なお、4・5歳児についても、過去、平成25年度まで遡りましたが、25人を超えていることはありませんでした。今後においても、今の児童数では1人で25人を見られるということで全く問題ないと考えております。

過去、平成26年度の霧多布の4歳児が22人、平成27年度の霧多布の5歳児が21人、平成29年度の茶内の4歳児が22人、平成30年度の茶内の5歳児が23人、令和4年度の茶内の3歳児が20人ということで、25人までは届かない状況ですし、もし25人を超える場合は保育士を2人配置するなど、そういうことで対応していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、小規模型のものは町内に該当する施設がないということで承知いたしました。

また、町内の保育所に関しても配置基準を独自で設けていたことで3歳児については基準を守られているということでした。また、4・5歳に関しては25人を超えないということだったのですけれども、もし超える場合は保育士の補充をお考えになっているということでした。

当面の経過措置というものがあるって、それに関連してくると思っているのですが、条例には、具体的な期間といいますか、この期間までは経過措置を認めるとなっているのでしょうか。議案でも当分の間というような表記でした。先ほど所長からご回答をいただきましたが、20人を超えていたのが過去5回あった、直近は令和4年度だったということを考えると、起こらないだろうという予測の下で動くのはやや不安も残ります。

そこで、経過措置の具体的な内容や期間がございましたらお示しください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） このたびの条例改正につきましては、先ほどお話ししましたとおり、国の基準に準じたものとなりますけれども、町内の保育所、僻地保育所もそうですけれども、家庭的保育事業等の設備、運営に関する運営基準に該当する施設ではありません。

先ほどの説明では不十分だったと思うのですけれども、地域型の保育所ということで、家庭的保育といって、家庭的雰囲気の下、少人数で保育を行う事業者、そして、小規模事業者ということでA型とB型があるのですけれども、これで言うと、保育に従事しているといいますか、例えば、看護師や准看護師を使ってこの配置基準を満たせばいいということになっています。

そして、事業所内保育所といって、企業がつくる保育所ですが、それについても認可保育所と似たような保育士基準はあるのですけれども、看護師や准看護師などでも配置基準を満たすとなっていますので、保育士の資格を持っている人でなければ駄目だというようながらがちのものではありません。

それから、経過措置のことですけれども、やはり、いきなり保育士を確保するのは難しいということは国としても想定しております。町村によりますけれども、1年、あるいは、2年としている町村がありますし、特段定めなくてもいいとなっております。

ただ、現状、当町もそうで、認可保育所もそうですけれども、道の基準もこのようないたいになりますけれども、影響がないようでしたら、当面はそのままでいいということです。

また、国の子育て支援対策、要は保育の充実ということで、民間に対しては補助金となりますけれども、それも充足されているといいますか、人件費等の補助も追加で出ています。

例えば、町村でやった場合、定かではないのですけれども、交付税措置されるということが国の資料では出ていました。やはり、子育て支援の充実ということで、今、国会でも議論がされておりますし、子育て世代への支援対策は去年あたりからかなり充実されてきておりますので、その一環で本町も条例改正となっておりますけれども、該当施設がないということだけはお伝えしておきます。そして、準じた形でやるのは道の条例ですけれども、現状、当町の保育所は条件を満たしていると判断しているということです。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 私の解釈がもしかしたら間違っていたかもしれません。該当があるのは小規模型で、当町にはない、また、その経過措置に関してもかかってくるのが小規模のほうだけという理解でよろしいですか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 非常に分かりづらくて申し訳ないです。

該当施設は町内にありません。ないということで理解していただいていいです。でも、国の基準どおりにこれを各町村がつくらなければならないということなのですよね。もしあった場合はこの基準に基づいて運営しなさいよということですし、地域型の保育所についての許可権限が町村なのです。だから、こういう条例をつくっておきなさいよということになっているだけですが、もし今後出てきた場合はこの運営基準に基づいてやるということになります。

そして、保育所については、教育・保育施設関係ということで、これは認定こども園や幼稚園もそうですけれども、北海道の許可になります。そして、北海道の運営基準に同じような文言が追加される予定になっているというふうに聞いております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第37号 浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君）　日程第12、議案第37号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）　議案第37号浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例は、再生可能エネルギー発電のうち、太陽光と風力をエネルギー源とする発電施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることで、再生可能エネルギー発電事業者と地域との調和を図り、地域住民の安全な生活と本町の自然環境を保全することを目的としております。

このたびの改正につきましては、事業者の責務として、周辺関係者と良好な関係を保たなければならないと規定しておりますが、この周辺関係者に町内会または自治会等の代表者を加え、より事業者と周辺住民との調和を図ろうとするものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日からしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君）　これから議案第37号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君）　この浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の一部を改正する内容については、ただいま町長から提案理由の説明があったとおりで、これについては了解をしたいと思います。

ただ、管内では、鶴居村あるいは釧路市では設置に関する条例を規制する条例をつくろうとしていまして、これは新聞紙上でも承知のことだと思います。

私の言いたいことですが、責務者が取るべき措置の拡大ということで、今まで周辺関係者とは個人であったものを、自治会や町内会等との協議も必要だというような改正内容だと思うのです。ただ、既に経済産業省の許可を得たものについてはこの限りにあらずというただし書が今の条例にあるのです。それを撤廃すべきだということで過去に何回も言つてきたことがあるのです。

あわせて、町長が規制できる唯一のものは規則に委ねられているのですよ。この条例の第8条に町長が規制できる区域については規則で定めるという内容になっています。

この後の予算でも出てきますけれども、6月から景観計画を実行するという話がありましたよね。それが6月から4か月延びるということでの予算措置なんかもありますが、それはそれとして認めたいと思います。でも、景観計画や景観条例とこの条例は密接に関わるものだと思うのです。

今回、これを私は了としますけれども、設置に関する条例、規則については町長の決裁ができるのですよ。そこにはラムサール条約の登録湿地は含めるということも出てくるの

ですけれども、景観計画と密接な関係があるので、その整合性をきっちり取ってほしい、取るべきだと私は思うので、町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをします。

議員から、再三にわたりまして、この件は質問をいただいておりますし、答弁もさせていただいているつもりであります。以前、私から答弁させてもらいましたとおり、浜中町の豊かな自然を破壊してまで再生可能エネルギー施設の設置にはこだわっていないですし、私としても、当然、規則でも規定をしたいなと思っておりますが、いかんせん、近隣町村といいますか、鶴居村や釧路市がそうですけれども、規制の動きがある中で、罰則規定がないということも含め、本町としてもちゅうちょしているところであります。

それらも踏まえ、協議を深めながら規則に盛り込んでいく旨、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第37号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

延　会　宣　告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 3時11分）